ニセコ町第４次障がい者基本計画
・第７期障がい福祉計画

令和６年３月

北海道ニセコ町

目　次

１　計画の概要..... 1

１.１　計画策定の背景.....1

１.２　計画の位置づけと期間・対象..... 3

(1) 計画の位置づけ.....3

(2) 計画期間.....6

(3) 計画の対象..... 6

(4) 計画策定の体制.....8

１.３　計画の推進体制.....9

(1) 支え合い体制の強化.....9

(2) 人材確保と質の向上.....10

(3) 計画の点検・評価..... 10

２　障がい者を取り巻く環境.....11

２.１　ニセコ町の現況.....11

(1) 総人口の推移..... 11

(2) 世帯数の推移..... 13

２.２　障がいのある人の状況..... 14

(1) 身体障がいのある人の状況.....14

(2) 知的障がいのある人の状況.....18

(3) 精神障がいのある人の状況.....20

(4) 難病の人の状況.....22

(5) 障がいのある子どもの状況.....23

２.３　障がい者の支援機能.....24

(1) 障がいのある人のための福祉施設等..... 24

(2) 障がい者福祉サービスの利用状況.....27

２.４　住民アンケート調査結果..... 28

(1) ニセコ町について誇りに思うこと・今後も伸ばしていくべきニセコ町の魅力..28

(2) 今から 10～15 年後の 2030 年代にどんな町になっていてほしいか..... 29

(3) 今後のまちづくりで重視すべき項目..... 30
1) 子育てに関する項目.....30
2) 健康・医療と防災に関する項目.....31
3) 福祉に関する項目..... 33
(4）ニセコ町の町政やまちづくりに関する情報の入手方法について.....39
３　第４次障がい者基本計画..... 42
３.１　計画の基本方針.....42
(1) 基本理念.....42
(2) 基本的方針.....42
(3) 基本目標.....45
(4) 施策の体系.....47
(5) SDGs の推進.....48
３.２　障がい者施策の推進.....4
基本目標１　ともに育ち、ともに学ぶ.....49
◆基本施策１．一貫した相談・支援体制の充実.....49
◆基本施策２．療育と教育の充実..... 49
基本目標２　生きがいをもって、働く.....51
◆基本施策１．就業機会の拡充.....51
◆基本施策２．職業的自立の促進..... 51
◆基本施策３．福祉的就労への支援.....52
基本目標３　健やかに、元気で暮らす.....53
◆基本施策１．保健活動の充実.....53
◆基本施策２．医療体制の充実.....53
基本目標４　自立し、充実して暮らす.....55
◆基本施策１．相談支援体制の確立.....55
◆基本施策２．福祉サービスの充実.....55
◆基本施策３．地域生活支援事業の推進..... 56
基本目標５　安全に、安心して暮らす.....57

◆基本施策１．福祉のまちづくりの推進..... 57
◆基本施策２．移動手段の整備.....57
◆基本施策３．地域生活の安全確保.....57
基本目標６　助けあい、ともに暮らす.....58
◆基本施策１．啓発・教育・交流活動の促進..... 58
◆基本施策２．人権擁護.....58
◆基本施策３．地域福祉活動の促進.....59
４　第７期障がい福祉計画..... 59
４.１　計画の基本理念と基本的考え方.....59
(1) 基本理念.....59
(2) 基本的な考え方.....61
４.２　障がい福祉サービス等の提供体制確保にかかる目標..... 62
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行..... 62
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築..... 62
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実..... 63
(4) 福祉施設から一般就労への移行等..... 63
(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....64
(6) 相談支援体制の充実・強化等..... 65
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築..... 65
４.３　障がい福祉サービス等の見込量と確保方策.....67
(1) 障がい福祉サービス.....68
(2) 地域生活支援事業..... 74
(3) 障がい児支援..... 79

1　計画の概要

1.1　計画策定の背景

ニセコ町では、これまで障がい者施策の推進のため「障害者基本法」に基づく「障がい者基本計画」と、「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画」を一体的に策定した「ニセコ町障がい者基本計画・障がい福祉計画」を軸に、各種施策の展開を図ってまいりました。

このたび、障がい福祉に関する施策の展開、実施について定めた中長期的な計画である「障がい者基本計画（第 4 次）」（計画期間は令和 6 年度～11 年度）と「障がい福祉計画（第 6 期）」（同 6 年度～8 年度）を同時に策定いたします。

これまでの間に、P2 で記載した障がい者施策等をめぐる法改正がありましたが、ここでは、障がい福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法（2022 年 12 月改正、2024 年 4 月施行）のおもな改正内容について記載します。

【障害者総合支援法の改正内容】

障害者総合支援法は、障害者の生活や就労への支援ニーズを踏まえて、これまで新サービスや制度の設立、体制の整備などを目的に 2016 年、2018 年に改正されています。

2024 年 4 月から施行される改正内容は、障がいや難病を抱えていても安心して暮らせる、地域共生社会の構築が目的であり、改正内容には、地域生活や就労の支援強化が盛り込まれています。

1　希望する生活を安心して送れる支援体制の充実	・グループホームで支援を受けている利用者が希望する生活の継続・実現を推進 ・障害や精神などの課題を抱える人への支援体制を整備
2　障害者雇用を向上させる支援サービスの設立・体制強化	・働きたい障害者の適切な職場選択を支援 ・短時間労働でも働けるなら雇用機会を拡大 ・障害者雇用調整金などの見直しと助成措置の強化
3　精神障害者が必要な治療・サービスを受けられる支援体制の整備	・医療保護入院の見直し ・入院者訪問支援事業の創設

	・精神病院での虐待を阻止する取り組みをさらに強化
4　難病・小慢患者への医療充実と療養生活支援	・重症化した場合、医療費支給を円滑に受けられる仕組み整備 ・療養生活の支援強化 ・小児慢性特定疾病児童などへの自立支援強化
5　関連サービスや病気のデータベースに関する規定を整備	・障害者・障害児・難病・小慢 DB の法的根拠を新設し、国の情報収集や都道府県などが国へ情報提供する義務を規定 ・安全管理措置や第三者提供ルールなどの諸規定を新設し、ほかの公的 DB と連結解析できる体制を構築 ・難病 DB の登録対象者を拡大し、軽症の指定難病患者もデータ登録可能にする
6　その他	・ニーズを踏まえた仕組み作りや対象施設の追加など

近年の障がい者施策等をめぐる法整備

「難病医療法」の改正（令和 4 年 12 月成立、令和 5 年 10 月、令和 6 年 4 月より順次施行）

医療費助成を開始する時期をこれまでの「申請時点」よりさかのぼって「重症化した時点」とすることや、自治体が患者に「登録者証」を発行し、就労支援や福祉サービスを円滑に受けられるようにすることをなどが盛り込まれた。

「障害者差別解消法」の改正（令和 3 年成立、令和 6 年 4 月施行）

事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。

「障害者雇用促進法」の改正（令和 4 年 12 月成立、令和 5 年 4 月、令和 6 年 4 月順次施行）

事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれた。

「障害者総合支援法」の改正（令和 4 年 12 月改正、令和 6 年 4 月施行）

1　希望する生活を安心して送れる支援体制の充実

2　障害者雇用を向上させる支援サービスの設立・体制強化

3　精神障害者が必要な治療・サービスを受けられる支援体制の整備

４　難病・小慢患者への医療充実と療養生活支援

５　関連サービスや病気のデータベースに関する規定を整備

６　その他（必要な仕組み作りや対象施設の追加など）

「児童福祉法」の改正（令和 4 年 6 月改正、令和 6 年 4 月施行）

児童発達支援センターの役割・機能の強化、放課後等デイサービスの対象児童の拡大、社会的養育経験者や障害児施設の入所児童への自立支援の強化などが盛り込まれた。

「精神保健福祉法」の改正（令和 4 年 12 月改正、令和 6 年 4 月施行）

精神保健福祉法が障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備することとされた。

「障害者雇用促進法」の改正

（令和 4 年 12 月成立、令和 5 年 4 月、令和 6 年 4 月の段階的施行）

事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和５年４月１日以降に順次施行された。

１.２　計画の位置づけと期間・対象

(1) 計画の位置づけ

1）ニセコ町障がい者基本計画（第 4 次）の策定

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画として策定するものです。

国の障害者基本計画及び道の障害者基本計画の基本理念をもとに、町の障がい者施策の基本的な方向を定める計画です。

【国の障害者基本計画（第 5 次）の基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めること

障害者基本計画（第 5 次）の内容などに大きな変更はないことから、本計画の基本理念、基本方針及び施策については、現行計画の考え方を踏襲します。

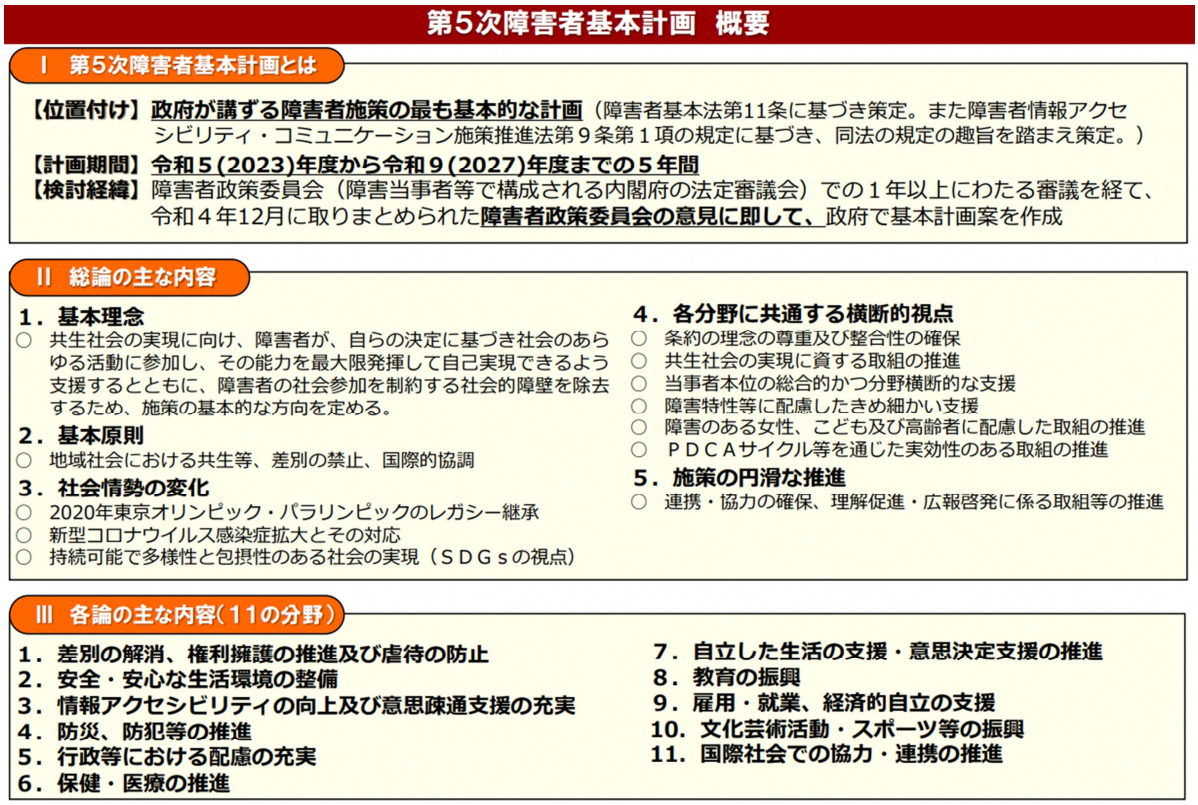

第5次障害者基本計画　概要

Ⅰ　第5次障害者基本計画とは

【位置付け】**政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第９条第１項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】**令和５(2023)年度から令和９(2027)年度までの５年間**

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での１年以上にわたる審議を経て、令和４年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、**政府で基本計画案を作成

Ⅱ　総論の主な内容

１．基本理念
○ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

２．基本原則
○ 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

３．社会情勢の変化
○ 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
○ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
○ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（ＳＤＧｓの視点）

４．各分野に共通する横断的視点
○ 条約の理念の尊重及び整合性の確保
○ 共生社会の実現に資する取組の推進
○ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
○ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
○ 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
○ ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

５．施策の円滑な推進
○ 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

Ⅲ　各論の主な内容（１１の分野）

１．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
２．安全・安心な生活環境の整備
３．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
４．防災、防犯等の推進
５．行政等における配慮の充実
６．保健・医療の推進
７．自立した生活の支援・意思決定支援の推進
８．教育の振興
９．雇用・就業、経済的自立の支援
10．文化芸術活動・スポーツ等の振興
11．国際社会での協力・連携の推進

2）ニセコ町障がい福祉計画（第 7 期）の策定

障害者総合支援法第 88 条に基づき、以下の内容について策定する計画です。

・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

に関する事項

・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

第 7 期障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づき、第 4 次障がい者基本計画を上位計画として、基本理念と基本目標を実現するための福祉サービス等の実施計画となります。

また、「児童福祉法」の一部改正により、障がい児福祉計画の策定が義務付けられましたが、この計画は障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるとされているため、当町においては障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的に策定するものとします。

なお、これらの計画は、ニセコ町のまちづくりの最上位計画である「ニセコ町総合計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策を推進する基本となります。

【計画の位置づけ】

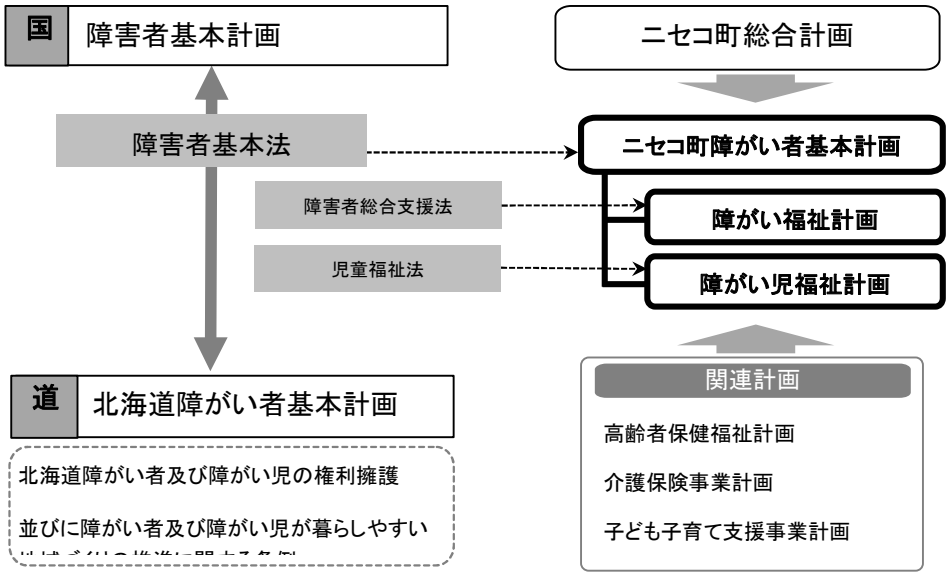

(2) 計画期間

第 4 次障がい者基本計画の期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間、第 7 期障がい福祉計画および第 3 期障がい児福祉計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

なお、法律並びに国及び道の施策や計画、当町の関連計画などに大幅な変更のある場合には、その変更内容を踏まえ、適切な見直しを行うこととします。

【計画期間】

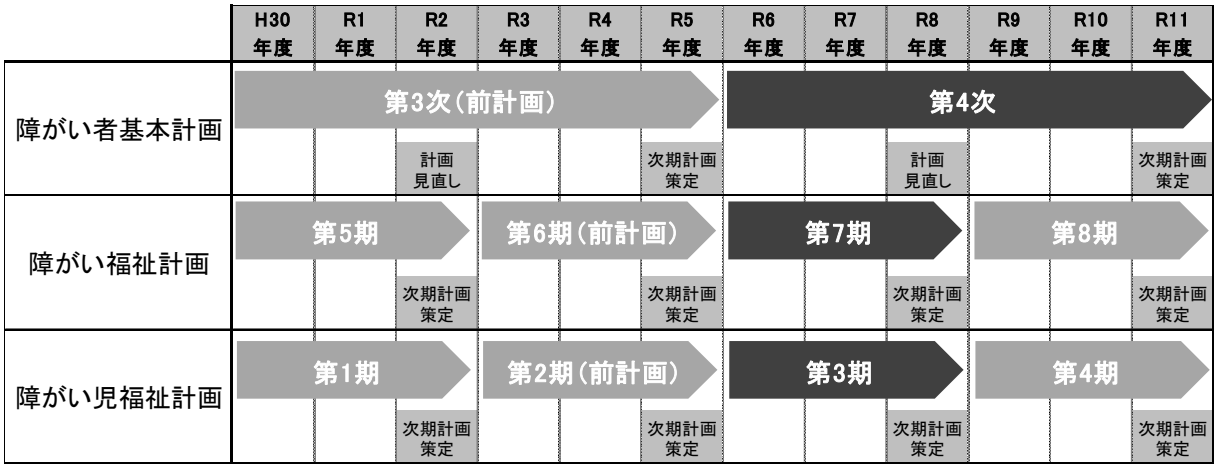

(3) 計画の対象

ニセコ町は、ノーマライゼーション、共生の考え方に基づき、誰もが自立して自己実現を図りつつ、支えあい助けあいながら安心して暮らせる町をめざすことから、計画の対象は基本的にすべての町民とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人、自立支援医療費受給者証を持っている人、難病の人、発達障がいのある人など、日常生活や社会生活で何らかの支援を必要とするすべての人とします。

(4) 計画策定の体制

１） 既存のアンケート調査結果の分析

過年度の障がい者を対象としたアンケート調査結果の一部や、第 6 次ニセコ町総合計画｜2024 年－2035 年｜住民アンケート調査結果のうち、本計画策定に係る調査項目を分析しました。

２） ニセコ町障害者等地域自立支援協議会での検討・審議

庁内、庁外の障がい者に関連する組織、部局の関係者により構成する「ニセコ町障害者等地域自立支援協議会」において障がい福祉サービスについての意見・ニーズ等の把握に努めるとともに、当町の目指すべき障がい者施策のあり方等について協議しました。

３） パブリックコメント

町民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

１.３　計画の推進体制

(1) 支え合い体制の強化

１）庁内の連携強化

障がい者福祉に関する政策は、保健・医療・福祉・教育・労政・生活環境など広範囲にわたっていることから、関係各課局との連携を図りながら総合的で効果的な計画の推進に努めます。

また、障害福祉サービスの利用に関しては、障がいのある方が必要に応じていつでも気軽に相談できる体制を整備します。

２）地域における支えあいの強化

障がいのある方が自分らしい生活を送ることができるようにするためには、当事者はもとより、当事者の家族、介護者、地域住民などが障がいを正しく理解することが重要です。そのため、障がいに対する理解促進に向けた取り組みを進め、障がいのある方が必要な配慮を受けられるような体制整備に努めます。

また、障がいのある方が地域で安心・安全な生活を送るためには、地域における孤立化を防ぎ、地域全体での支えあいが重要となります。そのため、行政だけでなく当事者団体やNPO団体、ボランティア団体、各種地域団体の活動促進に努めるとともに、新しい団体等や多様な担い手の育成に取り組みます。

さらに、地域における交流の場や身近な活動の場の整備を図り、身近にいる障がいのある方の障がいの程度や緊急時における支援の必要性などを地域の方が認識できる機会の提供に努めます。

３）関係団体等との連携・ネットワーク化

障がい福祉施策の円滑な推進のため、障がいのある方、事業者、関係団体などによる懇談会などを開催し、それぞれの考えや情報を共有し、連携強化を図るとともに、町の関係部署や国、北海道、他市町村、自治会などとの連携、情報交換などにより福祉行政の推進に努めます。

また、相談支援事業等を効果的に実施するとともに、関係機関・団体等がもつ情報等の共有化を図り、町の実情に応じたサービスの利用支援や相談支援のネットワーク構築を進めるため、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会の機能充実に努めます。

４）サービス提供事業者の確保

関連事業への新規参入や町民起業を促すなどの取り組みを進めるとともに、利用者が事業者選択に活用できるよう、事業所等の情報提供を行います。

また、利用者のニーズに合ったサービスが提供されるよう、事業者との交流・連携を深めます。

５）財政基盤の確立

障がい福祉の推進に必要な財源については、障がいのある方の意向や民間福祉事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道との協議の上、適切に確保するように努めます。

また、各種施策については国の動向や中長期的な財政状況のみならず、地域の状況なども勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。

(2) 人材確保と質の向上

障がいのある方が抱える課題は、障がいの種類や程度、年齢、家族、身の回りの環境、社会の状況などさまざまな要因により異なり千差万別です。近年では障がいのある方の重度化・高齢化も進んでいるとともに、障がいのある方を支援する制度も社会の状況により変化しており、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

それぞれ状況の異なる障がいのある方に適切な支援を行うためには、専門知識と技術を備えた人材が必要であり、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等により、障がい福祉分野で働く人材の確保、多様なニーズに対応できるような質の高い人材育成につながる機会の提供に努めます。

(3) 計画の点検・評価

本計画に掲げた各種施策等に効果的に取組むため、各年度において計画に対する実績を把握し、障がい福祉施策、関連施策の動向、地域の実情などを踏まえながら、計画の分析・評価（PDCA サイクル）を行い、必要に応じてサービス量などの見直しなどを実施します。

【障害福祉計画･障害児福祉計画における PDCA サイクルイメージ】

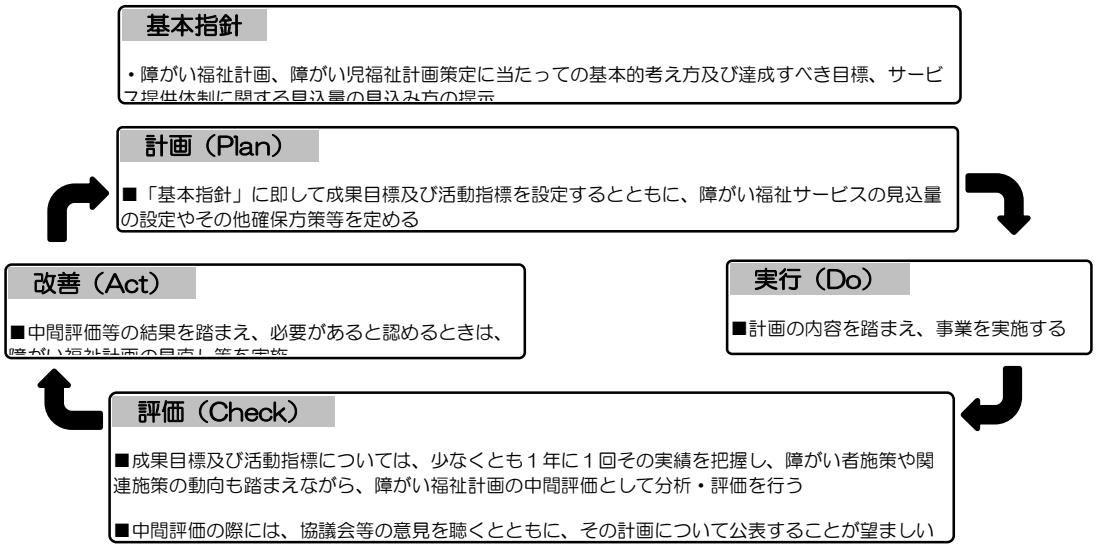

資料：障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル（厚生労働省）

2　障がい者を取り巻く環境

2.1　ニセコ町の現況

(1) 総人口の推移

当町の総人口は平成 29 年度まで増加傾向にありましたが、平成 30 年度以降は減少傾向にあり、令和 4 年度には 4,970 人となっています。

また、同じく外国人人口は、平成 30 年度には 395 人にまで増加し、その後減少しましたが、令和 4 年度には再び増加し 440 人となっています。

【総人口の推移】

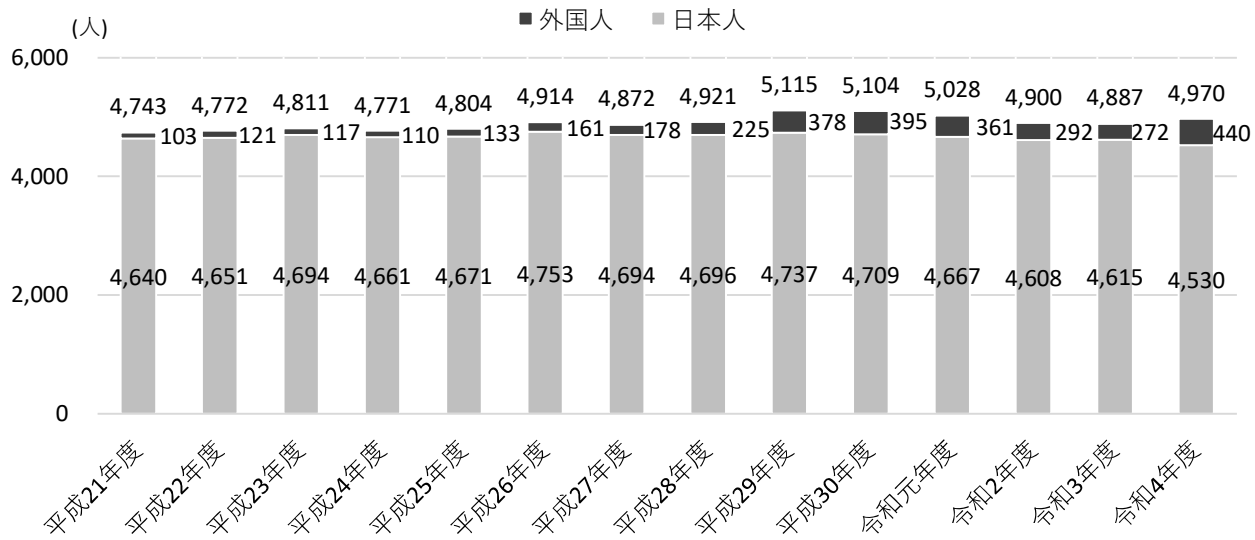
(人)
外国人
日本人
6,000
4,000
2,000
0
4,743
4,772
4,811
4,771
4,804
4,914
4,872
4,921
5,115
5,104
5,028
4,900
4,887
4,970
103
121
117
110
133
161
178
225
378
395
361
292
272
440
4,640
4,651
4,694
4,661
4,671
4,753
4,694
4,696
4,737
4,709
4,667
4,608
4,615
4,530
平成21年度
平成22年度
平成23年度
平成24年度
平成25年度
平成26年度
平成27年度
平成28年度
平成29年度
平成30年度
令和元年度
令和2年度
令和3年度
令和4年度

(2) 世帯数の推移

当町の総人口は近年減少傾向に転じた一方で、総世帯数は増加傾向にあり、平成 21 年度に 2,203 世帯だった総世帯数は、令和 4 年度には 2,642 世帯となっています。

また、平成 21 年度に 79 世帯だった外国人世帯数も、令和 4 年度には 311 世帯となっています。

【世帯数の推移】

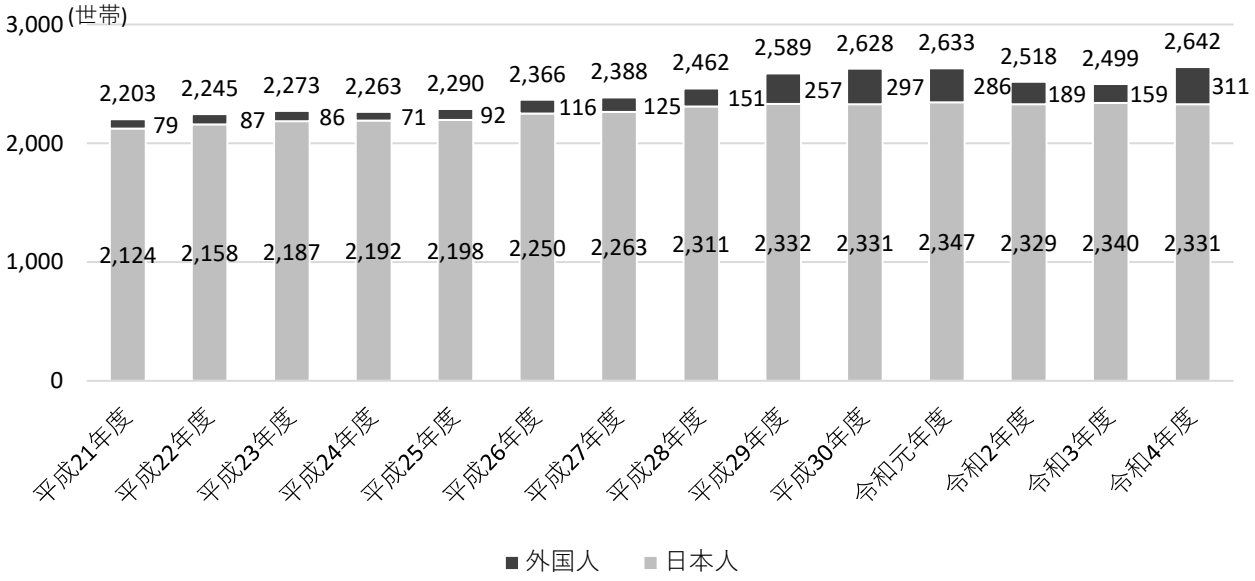

2.2　障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

令和 4 年度末時点において身体障害者手帳を所持している人は 163 人となっています。また、等級を重度（1、2 級＝特別障害者）、中・軽度（3 級以下＝一般障害者）としてみると、重度が 48.5%、中・軽度が 51.5%となり、重度の割合が増加傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者の推移（等級別）】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1 級	57	29.2	58	28.7	42	31.1	46	32.6	59	36.2
2 級	27	13.8	27	13.4	18	13.3	17	12.1	20	12.3
3 級	24	12.3	25	12.4	20	14.8	20	14.2	20	12.3
4 級	55	28.2	59	29.2	38	28.1	40	28.4	45	27.6
5 級	17	8.7	18	8.9	10	7.4	10	7.1	11	6.7
6 級	15	7.7	15	7.4	7	5.2	8	5.7	8	4.9
合計	195	100.0	202	100.0	135	100.0	141	100.0	163	100.0

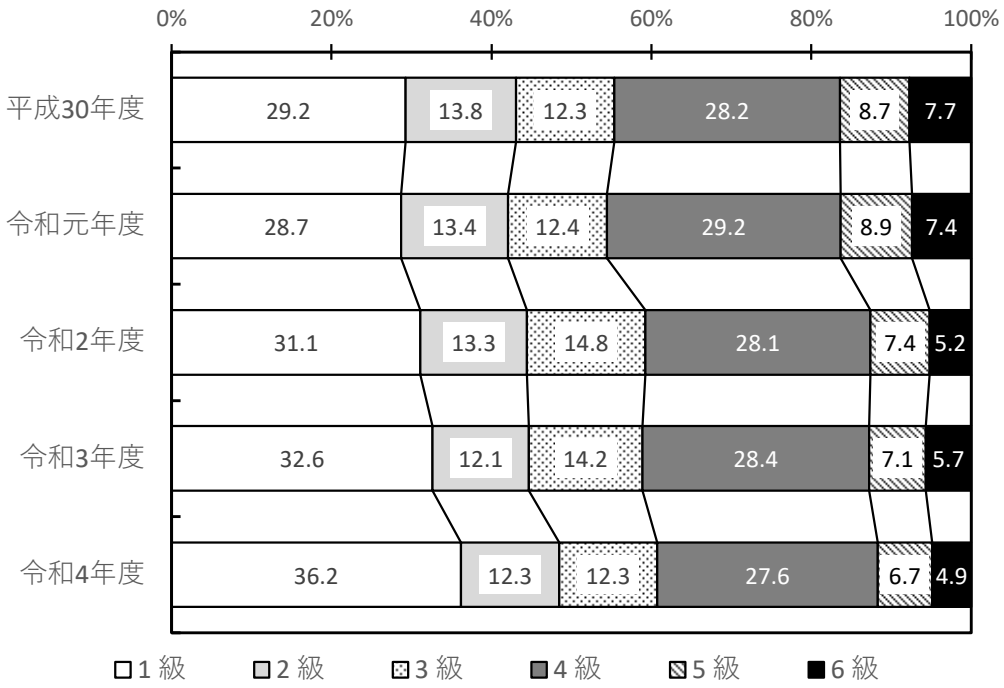

※各年度末現在

資料：町保健福祉課

令和4年度末の身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、18歳未満が1人、18～64歳が50人、65歳以上が128人となっており、65歳以上が71.5%を占めていますが、その割合は減少傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
18歳未満	2	1.0	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.6
18～64歳	42	20.0	43	21.7	44	21.6	44	21.8	50	27.9
65歳以上	166	79.0	154	77.8	159	77.9	157	77.7	128	71.5
合計	210	100.0	198	100.0	204	100.0	202	100.0	179	100.0

※各年度末現在

資料：町保健福祉課

【身体障害者手帳所持者の年齢・障がいの種類別構成（令和4年度末）】

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
【人数】				
肢体不自由	1	20	74	95
聴覚・平衡機能障がい		7	16	23
内部障がい		20	50	70
視覚障がい		1	9	10
音声・言語機能障がい				－
合計	1	48	149	198
【構成比】				
肢体不自由	100.0%	41.7%	49.7%	48.0%
聴覚・平衡機能障がい	0.0%	14.6%	10.7%	11.6%
内部障がい	0.0%	41.7%	33.6%	35.4%
視覚障がい	0.0%	2.1%	6.0%	5.1%
音声・言語機能障がい	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

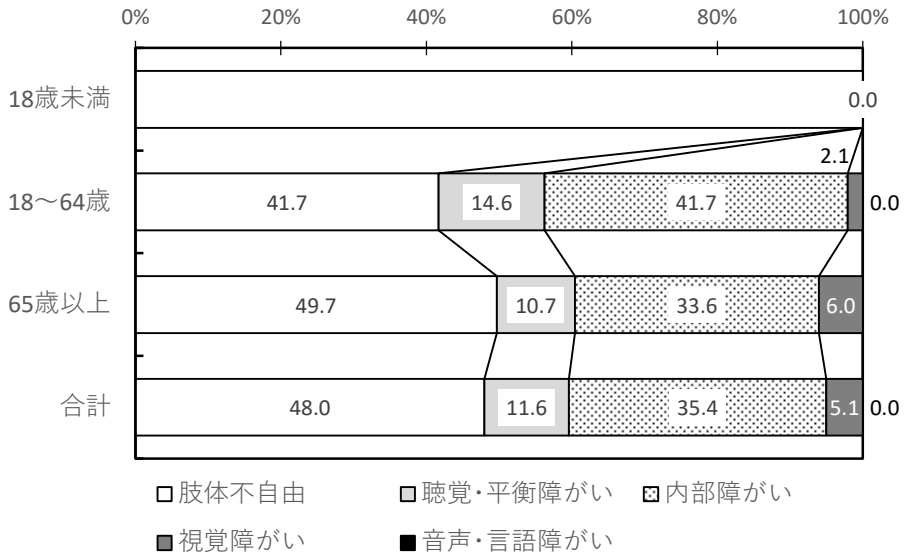

注　：重複障がいのある人がいるため、合計は手帳所持者数と一致しない。

資料：町保健福祉課

(2) 知的障がいのある人の状況

令和 4 年度末時点において、療育手帳の所持者は 32 人で、ここ 5 年はほぼ横ばいで推移しています。

令和 4 年度末の療育手帳所持者数を年齢別にみると、18 歳未満が 10 人、18～64 歳が 22 人、65 歳以上が 0 人となっており、18～64 歳が 70.4%を占めています。

同じく判定別にみると、A 判定（重度）は 5 人、B 判定（中・軽度）は 27 人となっており、B 判定がやや増加しています。

【療育手帳所持者の推移（判定・年齢別）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
A判定	18歳未満	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0
	18～64歳	8	29.6	8	25.0	5	17.9	5	16.1	5	15.6
	65歳以上	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0
	計	8	29.6	8	25.0	5	17.9	5	16.1	5	15.6
B判定	18歳未満	7	25.9	8	25.0	7	25.0	8	25.8	10	31.3
	18～64歳	12	44.4	16	50.0	16	57.1	18	58.1	17	53.1
	65歳以上	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0
	計	19	70.4	24	75.0	23	82.1	26	83.9	27	84.4
合　計		27	100.0	32	100.0	28	100.0	31	100.0	32	100.0

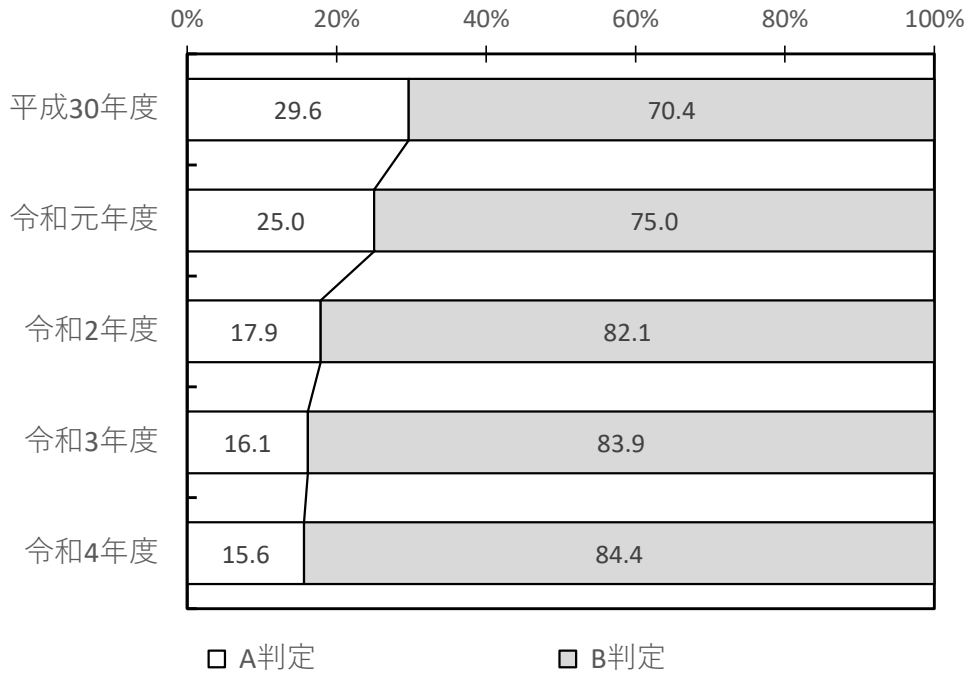

※各年度末現在

資料：町保健福祉課

(3) 精神障がいのある人の状況

令和 4 年度末時点における精神障害者保健福祉手帳の所持者は 30 人で、増加傾向となっています。

令和 4 年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、18～64 歳が 25 人、65 歳以上が 5 人となっており、18～64 歳が 83.3%を占めています。

また、等級別にみると、1 級が 1 人、2 級が 16 人、3 級が 13 人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級・年齢別）】

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
1級	18歳未満	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0
	18～64歳	－	0.0	1	3.4	1	3.7	1	3.3	1	3.3
	65歳以上	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0
	計	－	0.0	1	3.4	1	3.7	1	3.3	1	3.3
2級	18歳未満	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0
	18～64歳	10	41.7	13	44.8	13	48.1	12	40.0	13	43.3
	65歳以上	4	16.7	4	13.8	3	11.1	3	10.0	3	10.0
	計	14	58.3	17	58.6	16	59.3	15	50.0	16	53.3
3級	18歳未満	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0
	18～64歳	10	41.7	11	37.9	8	29.6	12	40.0	11	36.7
	65歳以上	－	0.0	－	0.0	2	7.4	2	6.7	2	6.7
	計	10	41.7	11	37.9	10	37.0	14	46.7	13	43.3
合　計		24	100.0	29	100.0	27	100.0	30	100.0	30	100.0

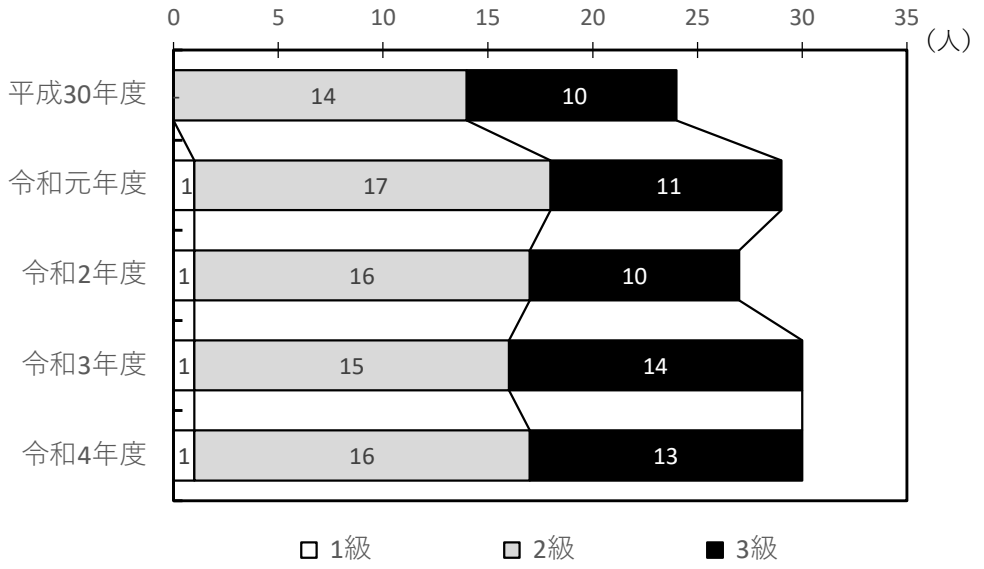

資料：町保健福祉課

(4) 難病の人の状況

難病（指定難病）は、国指定が 338 種類、道指定が 4 種類あり、特定疾患医療受給者証が交付されています。

令和 4 年度末現在、町で難病のためこの受給者証を所持している人は 59 人で、その内訳は表に示すとおりとなっています。

【特定疾患医療受給者証の交付人数の推移】

指定難病（法定事務）

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
神経・筋疾患	18	19	20	16	17	17
代謝疾患	－	－	－	－	－	－
染色体・遺伝子異常	－	－	－	－	－	－
免疫疾患	13	14	14	15	16	18
循環器疾患	4	4	5	5	4	4
消化器疾患	10	12	12	11	12	13
内分泌疾患	－	－	1	1	1	1
血液疾患	1	－	－	－	－	1
腎・泌尿器疾患	1	2	2	2	2	2
呼吸器疾患	－	－	2	1	1	1
皮膚・結合組織疾患	－	－	－	－	－	－
骨・関節疾患	1	－	－	－	－	－
聴覚・平衡機能疾患	－	－	－	－	－	－
視覚疾患	－	－	－	－	1	1
合　計	48	51	56	51	54	58

特定疾患（道単独事業）

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患 （道が定める４疾病）	2	2	1	2	2	1
総計	50	53	57	53	56	59

資料：北海道保健福祉部

※道が定める指定難病

・突発性難聴

・溶血性貧血

・ステロイドホルモン産生異常症

・難治性肝炎

(5) 障がいのある子どもの状況

障がいのある子どもは、令和5年10月1日現在、小学校9人、中学校4人となり、特別支援学級数は、小学校3学級、中学校2学級となっています。

【障がい児の状況（各年10月1日現在）】

	児童総数（人）		特別支援学級数		特別支援対象児童数（人）	
	R5	R2	R5	R2	R5	R2
幼児センター長時間	136	135			1	2
幼児センター短時間	23	23			1	1
小学校	305	277	3	3	9	11
中学校	118	108	2	3	4	3
合　計	582	545	5	6	15	17

資料：町学校教育課

２.３　障がい者の支援機能

(1) 障がいのある人のための福祉施設等

町には、障害者小規模作業所「ニセコ生活の家」があり、この施設は障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の地域活動支援センター（創作活動または生産活動、社会との交流促進などの場を提供する事業を行う）になっています。

広域的な在宅支援施設と障がい者福祉などの相談窓口は下表のとおりです。

【障がい者広域的在宅支援事業施設一覧】

施設名	概　要（所在地）
JA北海道厚生連 倶知安厚生病院	地域センター病院。内科、外科、精神神経科、リハビリテーション科等の総合病院。精神棟では作業療法を実施。関連施設には「ようてい訪問看護ステーション」と「倶知安厚生指定居宅介護支援事業所」 （倶知安町北 4 条東 1 丁目 2 番地　0136-22-1141）
羊蹄山ろく児童 デイサービスセンター	児童デイサービスセンターとして、通所児童のデイサービスを実施 （倶知安町北 3 条東 2 丁目 4 番地　0136-22-6970）
北海道中央児童相談所	児童相談、助言、一時保護、幼児虐待など専門のスタッフが相談・指導等を実施 （札幌市中央区円山西町 2 丁目 1 番 1 号　011-631-0301）
北海道余市養護学校	学校の障がい児童個々のニーズに応じ適切な教育的支援を行う「特別支援教育」のコーディネーターとして、情報提供や各学校、保育所、団体等への支援を実施 （余市町梅川町 377 番地 3　0135-23-7831）

資料：町保健福祉課

【障がい者福祉などの相談窓口一覧】

相談窓口	概　要（所在地）
■生活	
ニセコ町社会福祉協議会	ボランティアセンター、共同募金などの活動のほか、心配事相談所や福祉総合相談所を開設し、福祉に関するさまざまな相談に対応 （ニセコ町字富士見 95 番地　0136-44-2234）
■療育・教育	
羊蹄山ろく発達支援センター	発達にかかわる育児全般の相談 （倶知安町北 3 条東 2 丁目 4　0136-22-6970）
■就労	
ハローワーク倶知安	障がいのある人のための職業相談や各種制度の紹介 （倶知安町南 1 東 3 丁目 1　0136-22-0248）
■一般	
ニセコ町保健福祉課	補装具の給付や特別障害者手当の支給、施設入所などの日常生活の各種相談に応じて福祉サービスを提供。各専門機関の各種制度の連絡窓口のほか、障がいの早期発見・予防活動を実施。児童の療育や障がい者のホームヘルプサービスなどの相談。 （ニセコ町字富士見 55 番地　0136-44-2121）
羊蹄山ろく相談支援センター	障がいのある人が地域で安心した生活を送り続けられるよう、利用者のニーズにあった支援を地域の関係機関と連携して実施 （倶知安町南 3 条東 2 丁目 1　0136-21-2227）
障害者相談員	身体障害者相談員、知的障害者相談員が各 1 人おり、障がいのある人や家族の相談対応を実施 （ニセコ町字富士見 55 番地（事務局））
民生委員児童委員	各地区で障がいのある人の福祉についての相談対応を実施。令和 6 年 3 月現在の委員数は 15 人。 （ニセコ町字富士見 55 番地（事務局））
倶知安保健所	精神障がい者社会復帰施設や地域共同作業所利用の相談、精神障がい回復者の相談、精神障がい者家族会の支援、学習会の実施、心の健康についての相談や訪問支援

	などを実施。 （倶知安町北 1 条東 2 丁目　0136-23-1914）
ニセコ町身体障害者 福祉協会	会員組織で、スポーツ大会や研修旅行、新年会などの行事を行い、会員相互の親睦を深めて福祉の増進を図る （ニセコ町字富士見 95 番地（事務局））

資料：町保健福祉課

(2) 障がい者福祉サービスの利用状況

障がい者福祉サービスの利用状況は下表のとおりです。

【障がい福祉サービスの利用状況（各年度末現在）】

サービス名		（単位）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
各種扶助事業	補装具の交付（修理）	（件）	3	3	7	3	6
	重度障害者等日常生活用具給付（貸与）	（件）	56	21	20	16	25
	タクシーチケットの交付	（人）	63	58	53	51	54
	ニセコ駅前温泉入館料扶助	（延べ人）	1,074	849	676	743	759
	障害者住宅改修扶助	（件）	－	1			1
	紙おむつのサービス	（人）	11	18	14	14	13
	重度心身障害者医療助成制度	（人）	69	66	67	69	70
	障害認定による後期高齢者医療	（人）	37	34	37	37	35
	精神障害者通院医療費公費負担	（人）	78	86	52	80	72
年金・手当	国民年金（障害基礎年金）	（人）	－	－			
	厚生年金（障害厚生年金）	（人）	－	－			
	障害児福祉手当	（人）	1	1			
	特別障害者手当	（人）	5	5	4	4	4
	特別児童扶養手当	（人）	7	7	9	10	12
	外国人高齢者・障害者福祉手当	（人）	－	－			
	心身障害者通所福祉手当	（人）	4	4	5	3	7
	羊蹄山ろく児童デイサービスセンターなどへの交通費助成	（人）	13	14	10	14	13
	じん臓機能障害者通院福祉手当	（人）	8	6	5	5	4

資料：町保健福祉課

2.4　住民アンケート調査結果

当町では、第６次ニセコ町総合計画｜2024 年－2035 年｜の策定にあたり、住民の町政等に関する意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

町民における医療・福祉やまちづくりに対する意識を把握できる調査結果を抜粋し、以下のとおり整理しました。

【調査対象】18 歳以上の住民 1,500 人（住民基本台帳を基に

【有効回答数（率）】699 件（46.9%）

【実施方法】郵送・web による回答

【実施時期】2022 年 12 月 9 日～2023 年 1 月 13 日

(1) ニセコ町について誇りに思うこと・今後も伸ばしていくべきニセコ町の魅力

- 誇りに思うことは、「2．優れた自然、景観、森林、水環境に恵まれたまちであること」の割合が最も高く 77.5%、次いで、「3．国際環境リゾート都市として世界で知名度の高いまちであること」が 55.5%、「4．質の高い農畜産物や商品を生み出し、提供するまちであること」が 40.8%でした。
- 「医療や福祉が充実し、安心して暮らせるまちであること」は 8.7%にとどまっています。
- 一方、伸ばすべきことは、「7．医療や福祉が充実し、安心して暮らせるまちであること」の割合が最も高く 51.4%ともっと高くなっています。

（複数回答）

	(1)誇りに思うこと		(2)伸ばすべきこと	
	件数	%	件数	%
1. 地域全体で子育てを支え、次世代を担う人材を育むまちであること	102	14.6%	277	39.6%
2. 優れた自然、景観、森林、水環境に恵まれたまちであること	542	77.5%	283	40.5%
3. 国際環境リゾート都市として世界で知名度の高いまちであること	388	55.5%	97	13.9%
4. 質の高い農畜産物や商品を生み出し、提供するまちであること	285	40.8%	199	28.5%
5. 人にやさしく、助け合いやふれあいのあるまちであること	103	14.7%	148	21.2%
6. 芸術、文化、スポーツが盛んで、こころ豊かに暮らせるまちであること	53	7.6%	118	16.9%
7. 医療や福祉が充実し、安心して暮らせるまちであること	61	8.7%	359	51.4%
8. 生活環境が充実し、安全で便利なまちであること	85	12.2%	273	39.1%
9. 住民主体のまちづくりを進めて				

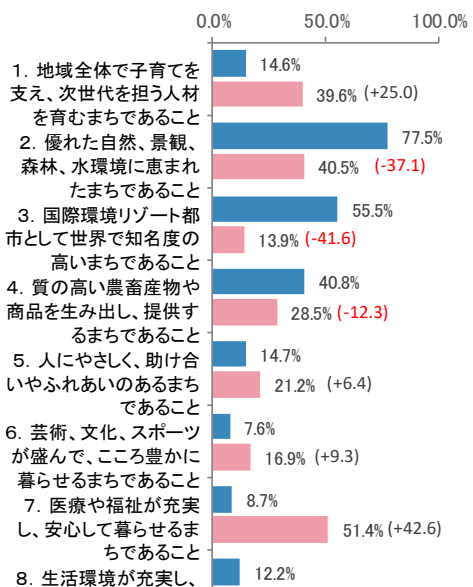

・ 今後も伸ばすべきニセコ町の魅力について、居住年数別にみると、居住年数に限らず、「7. 医療や福祉が充実し、安心して暮らせるまちであること」の割合が高い傾向にあります。

（複数回答）

		全体	問9(2) 伸ばすべき魅力									
			1. 地域全体で子育てを支え、次世代を担う人材を育むまちであること	2. 優れた自然、景観、森林、水環境に恵まれたまちであること	3. 国際環境リゾート都市として世界で知名度の高いまちであること	4. 質の高い農畜産物や商品を生み出し、提供するまちであること	5. 人にやさしく、助け合いやふれあいのあるまちであること	6. 芸術、文化、スポーツが盛んで、こころ豊かに暮らせるまちであること	7. 医療や福祉が充実し、安心して暮らせるまちであること	8. 生活環境が充実し、安全で便利なまちであること	9. 住民主体のまちづくりを進めているまちであること	10. その他
居住年数	5年未満	119	55	57	16	27	19	33	55	51	23	6
		–	46.2%	47.9%	13.4%	22.7%	16.0%	27.7%	46.2%	42.9%	19.3%	5.0%
	5～9年	107	55	49	13	28	17	26	53	39	19	3
		–	51.4%	45.8%	12.1%	26.2%	15.9%	24.3%	49.5%	36.4%	17.8%	2.8%
	10～19年	159	66	69	24	43	32	21	85	65	31	6
		–	41.5%	43.4%	15.1%	27.0%	20.1%	13.2%	53.5%	40.9%	19.5%	3.8%
	20～29年	132	39	54	20	42	31	16	67	54	23	3
		–	29.5%	40.9%	15.2%	31.8%	23.5%	12.1%	50.8%	40.9%	17.4%	2.3%
	30年以上	177	60	52	22	57	49	21	96	62	19	6
		–	33.9%	29.4%	12.4%	32.2%	27.7%	11.9%	54.2%	35.0%	10.7%	3.4%
	無回答	5	2	2	2	2	0	1	3	2	1	0
		–	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	60.0%	40.0%	20.0%	0.0%
全体		699	277	283	97	199	148	118	359	273	116	24
		–	39.6%	40.5%	13.9%	28.5%	21.2%	16.9%	51.4%	39.1%	16.6%	3.4%

(2) 今から 10～15 年後の 2030 年代にどんな町になっていてほしいか

・ 「2. 自然環境や地域資源を生かし、優れた環境を創造するまち」の割合が最も高く 49.1%、次いで、「5. 誰もが元気で、安全、安心、便利に暮らせるまち」が 43.3%となっています。

（複数回答）

	件数	%
2. 自然環境や地域資源を生かし、優れた環境を創造するまち	343	49.1%
5. 誰もが元気で、安全、安心、便利に暮らせるまち	303	43.3%
4. 足腰の強い産業が根付き、経済的に自立したまち	181	25.9%

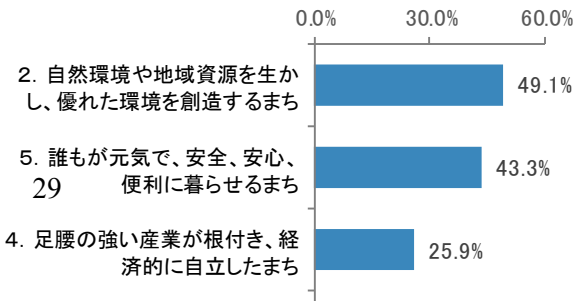

(3) 今後のまちづくりで重視すべき項目

1)子育てに関する項目

子育てに関する項目について、特に重視すべきと思うことは、「4．子育てしやすい環境整備」の割合が最も高く 45.1%、次いで、「5．子育てと仕事の両立支援」が 44.9%、「6．子育ての経済的負担の軽減」が 36.5%でした。

（複数回答）

	件数	%
4．子育てしやすい環境整備	315	45.1%
5．子育てと仕事の両立支援	314	44.9%
6．子育ての経済的負担の軽減	255	36.5%
2．保育サービスの充実	189	27.0%
3．母子保健医療体制の充実	97	13.9%
1．育児相談体制の充実	75	10.7%
全体	699	－

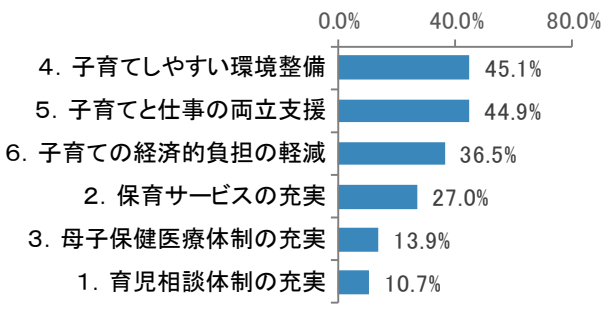

子育てに関する項目を年齢区分別でみると、「6．子育ての経済的負担の軽減」は 50 歳未満の割合が他の年齢区分に比べて 10～20 ポイント程度高く、「18～29 歳」が 54.5%、「30～39 歳」が 42.4%、「40～49 歳」が 42.5%でした。

（複数回答）

		全体	問11(1) 子育て					
			1．育児相談体制の充実	2．保育サービスの充実	3．母子保健医療体制の充実	4．子育てしやすい環境整備	5．子育てと仕事の両立支援	6．子育ての経済的負担の軽減
年齢	18～29歳	33 －	3 9.1%	10 30.3%	6 18.2%	11 33.3%	12 36.4%	18 54.5%
	30～39歳	92 －	8 8.7%	32 34.8%	5 5.4%	49 53.3%	45 48.9%	39 42.4%
	40～49歳	146 －	12 8.2%	43 29.5%	11 7.5%	66 45.2%	67 45.9%	62 42.5%
	50～59歳	143 －	20 14.0%	47 32.9%	19 13.3%	57 39.9%	64 44.8%	41 28.7%
	60～69歳	141 －	14 9.9%	34 24.1%	28 19.9%	74 52.5%	61 43.3%	46 32.6%
	70歳以上	142 －	18 12.7%	23 16.2%	27 19.0%	56 39.4%	64 45.1%	49 34.5%
	無回答	2 －	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%
全体		699 －	75 10.7%	189 27.0%	97 13.9%	315 45.1%	314 44.9%	255 36.5%

2）健康・医療と防災に関する項目

健康・医療と防災に関する項目では、「2．医療体制の充実」の割合が最も高く 71.0%、次いで、「4．高齢者の見守り」が 36.2%、「1．健康づくりの推進」が 29.5%でした。

（複数回答）

	件数	%
2．医療体制の充実	496	71.0%
4．高齢者の見守り	253	36.2%
1．健康づくりの推進	206	29.5%
3．消防救急体制の充実	118	16.9%
5．防犯・防災の仕組みづくり	108	15.5%
6．災害時の拠点整備	108	15.5%
全体	699	－

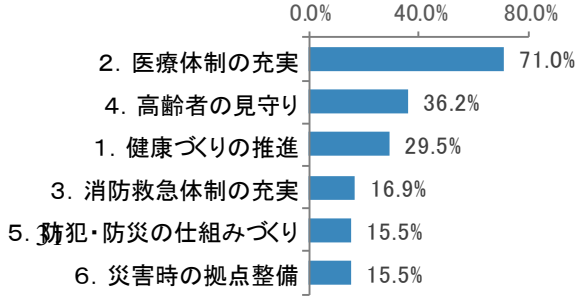

健康・医療と防災に関する項目を居住年数別にみると、「2. 医療体制の充実」は居住年数が 20 年未満の方が 20 年以上の割合と比べ、5～15 ポイント程度高く、「5 年未満」が 77.3%、「5～9 年」が 72.9%、「10～19 年」が 74.8%でした。

（複数回答）

		全体	問11(6) 健康・医療と防災					
			1. 健康づくりの推進	2. 医療体制の充実	3. 消防救急体制の充実	4. 高齢者の見守り	5. 防犯・防災の仕組みづくり	6. 災害時の拠点整備
居住年数	5年未満	119	28	92	21	30	19	29
		－	23.5%	77.3%	17.6%	25.2%	16.0%	24.4%
	5～9年	107	38	78	23	35	16	14
		－	35.5%	72.9%	21.5%	32.7%	15.0%	13.1%
	10～19年	159	45	119	24	58	20	25
		－	28.3%	74.8%	15.1%	36.5%	12.6%	15.7%
	20～29年	132	39	91	15	60	26	16
		－	29.5%	68.9%	11.4%	45.5%	19.7%	12.1%
	30年以上	177	55	113	33	69	27	23
		－	31.1%	63.8%	18.6%	39.0%	15.3%	13.0%
	無回答	5	1	3	2	1	0	1
		－	20.0%	60.0%	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%
全体		699	206	496	118	253	108	108
		－	29.5%	71.0%	16.9%	36.2%	15.5%	15.5%

3)　福祉に関する項目

福祉に関する項目では、「3．福祉サービスの充実」の割合が最も高く 74.2%、次いで、「1．相談支援体制の整備」が 44.8%、「2．助け合い活動への支援」が 39.6%でした。。

（複数回答）

	件数	%
3．福祉サービスの充実	519	74.2%
1．相談支援体制の整備	313	44.8%
2．助け合い活動への支援	277	39.6%
4．ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝの推進	87	12.4%
全体	699	－

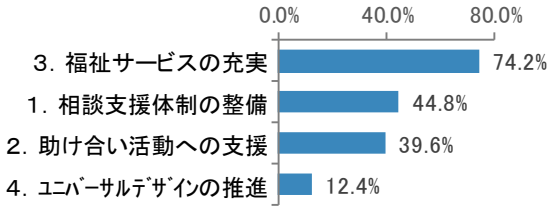

福祉に関する項目を地区別でみると、「2．助け合い活動への支援」は「南西地区」の割合が 48.1%と、他の地区と比べて 10 ポイント程度高くなっています。

（複数回答）

		全体	問11(7) 福祉			
			1．相談支援体制の整備	2．助け合い活動への支援	3．福祉サービスの充実	4．ユニバーサルデザインの推進
地区	川北地区	149	64	56	105	23
		－	43.0%	37.6%	70.5%	15.4%
	有島地区	134	63	52	104	15
		－	47.0%	38.8%	77.6%	11.2%
	市街地	207	94	81	164	20
		－	45.4%	39.1%	79.2%	9.7%
	東部地区	121	51	45	89	19
		－	42.1%	37.2%	73.6%	15.7%
	南西地区	81	37	39	54	9
		－	45.7%	48.1%	66.7%	11.1%
	その他	3	1	2	1	0
		－	33.3%	66.7%	33.3%	0.0%
	無回答	4	3	2	2	1
		－	75.0%	50.0%	50.0%	25.0%
全体		699	313	277	519	87
		－	44.8%	39.6%	74.2%	12.4%

【ご参考　令和元年度に実施した障がい当事者を対象としたアンケート結果の抜粋】

① 日常生活における困りごとや悩み

現在悩んでいることや相談したいこととして、「自分の健康や治療のこと」「生活費など経済的なこと」を挙げる方が多くなっています。また、障害福祉サービスを利用するうえで困っていることとして、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」「福祉サービス事業者が少ない」を挙げる方が多くなっており、こうした障がいのある方の困りごとや悩みを踏まえたサポートの充実が必要となります。

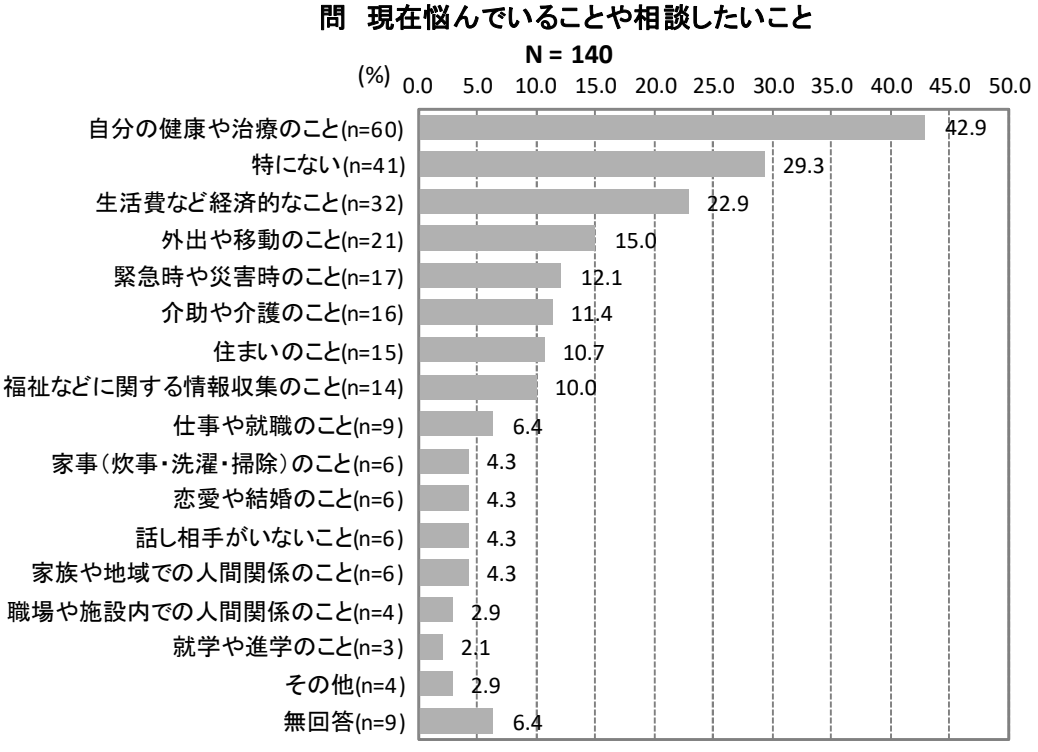

問　障害福祉サービスなどを利用するうえで、困っていること

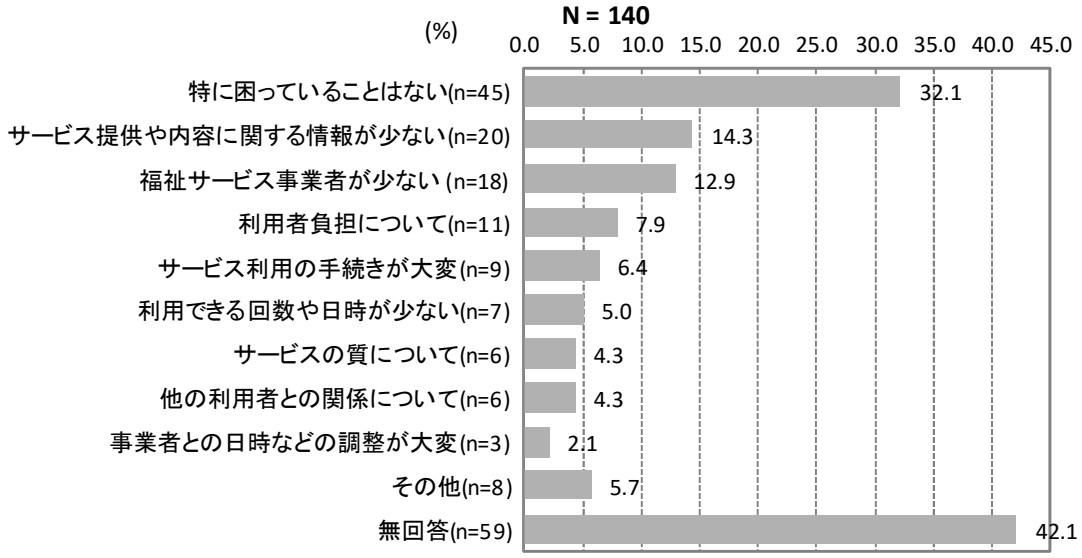

② 安心した生活を送るために必要なこと

成年後見制度の内容を知らない方が半数以上を占めており、制度の活用意向についてもわからない方が半数以上を占めています。このようなことから、今後、さらなる制度の周知を図り、制度を必要としている人が適切に制度活用できるような環境整備が必要です。

また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかわからない方が約 3 割おり、地域における多様な交流の促進等を通じて、ともに助けあい支えあう環境づくりが必要です。

問　成年後見制度について知っているか

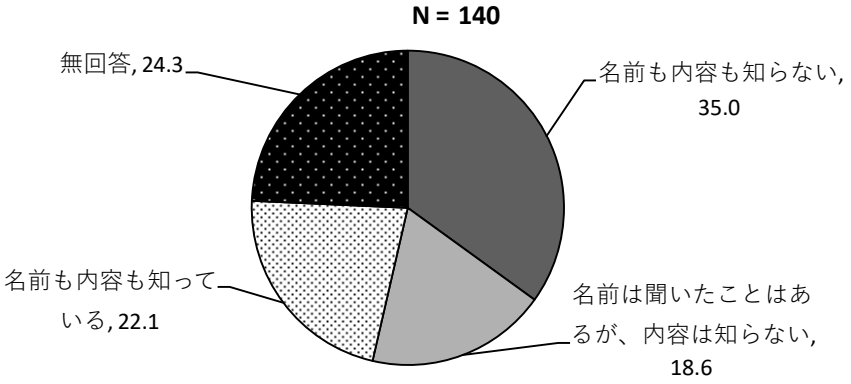

問　成年後見制度を活用したいか

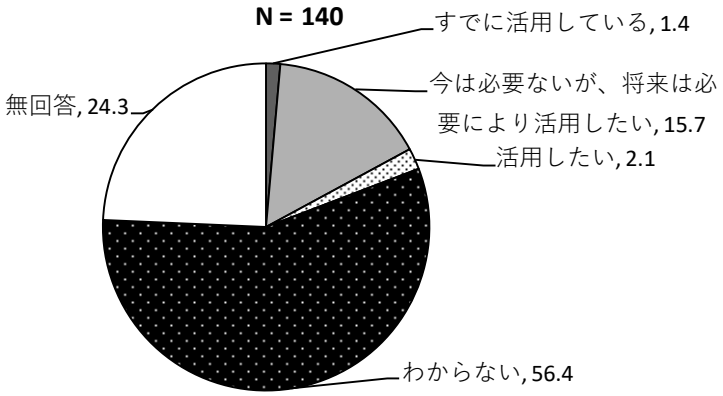

問　家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいるか

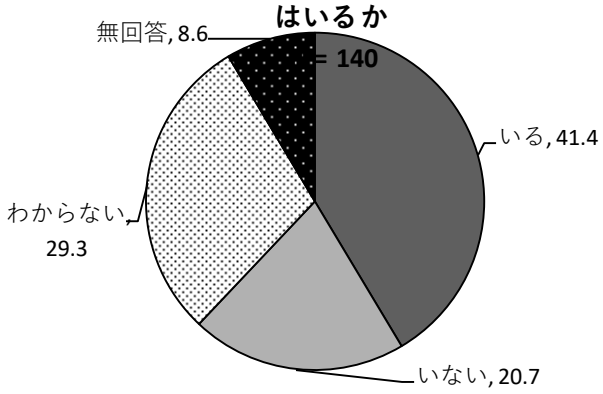

③ よりよい暮らしのために必要なこと

暮らしやすくなるために必要なこととして「年金や手当などの経済的な援助を増やして欲しい」「いつでもなんでも相談できる窓口を設置してほしい」等を挙げる方が多くなっています。また、今後推進を希望する障がい者施策として「障害福祉サービス等の充実」「災害対策」「誰もが外出しやすいまちづくり」を挙げる方が多くなっており、こうしたニーズを踏まえたサポートの充実が必要です。

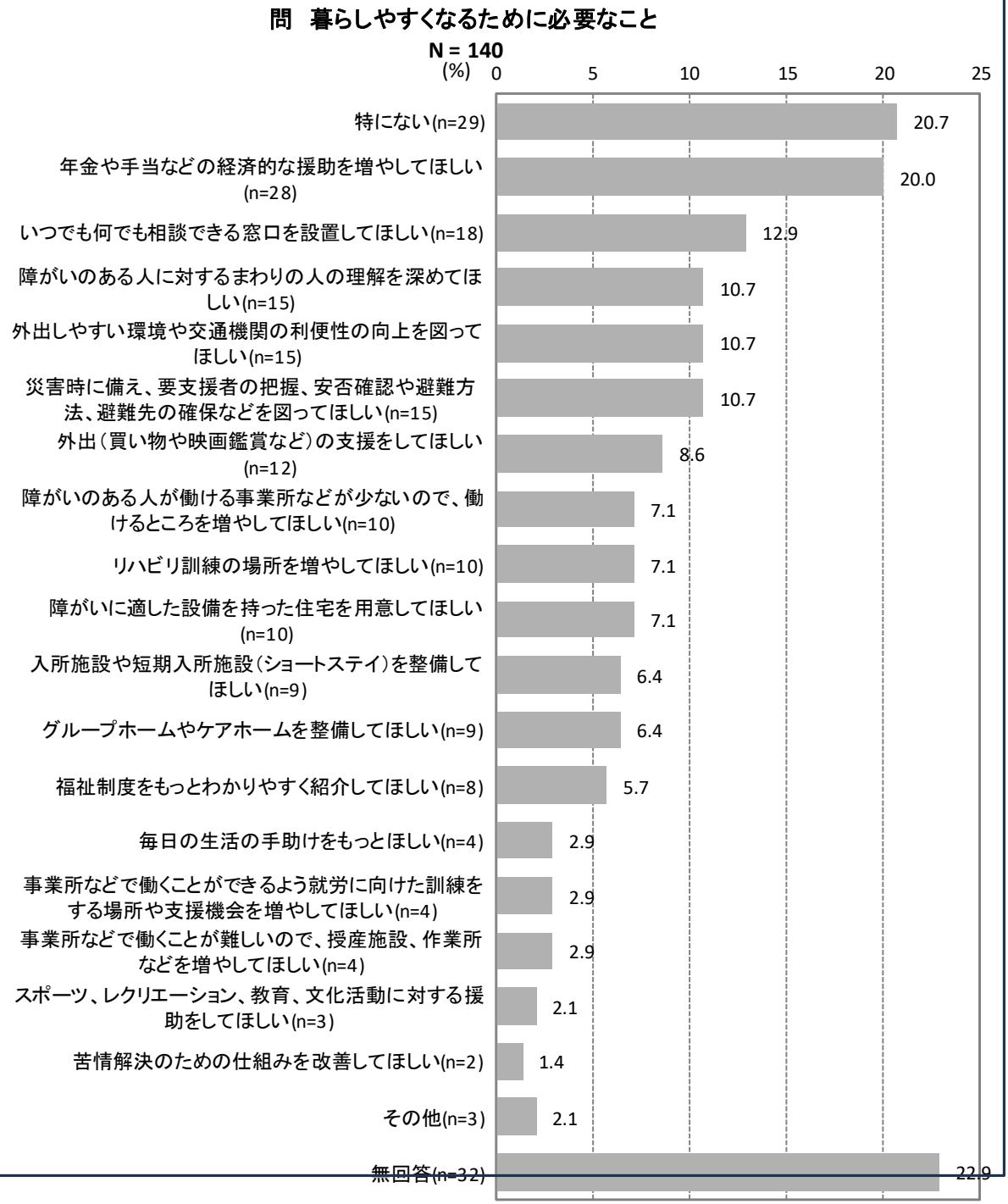

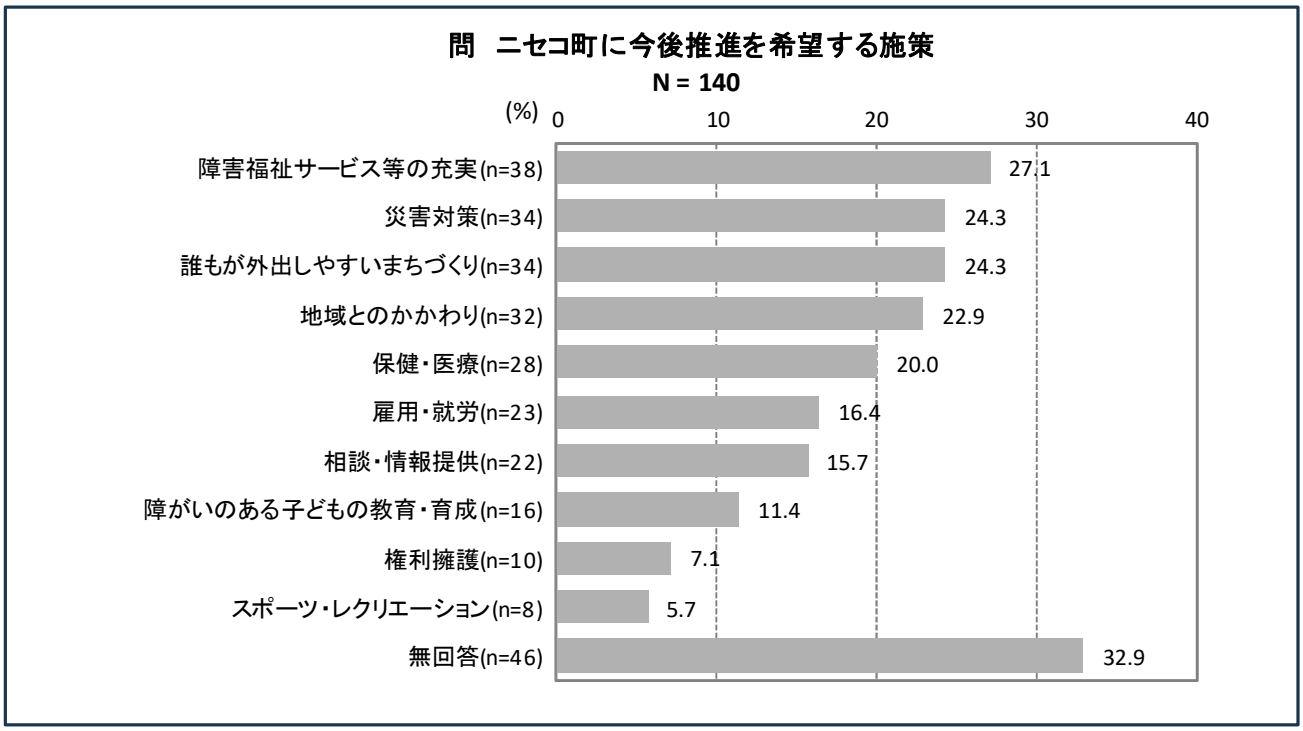
問　ニセコ町に今後推進を希望する施策
N = 140
(%)
0
10
20
30
40
障害福祉サービス等の充実(n=38)
27.1
災害対策(n=34)
24.3
誰もが外出しやすいまちづくり(n=34)
24.3
地域とのかかわり(n=32)
22.9
保健・医療(n=28)
20.0
雇用・就労(n=23)
16.4
相談・情報提供(n=22)
15.7
障がいのある子どもの教育・育成(n=16)
11.4
権利擁護(n=10)
7.1
スポーツ・レクリエーション(n=8)
5.7
無回答(n=46)
32.9

（4）ニセコ町の町政やまちづくりに関する情報の入手方法について

ニセコ町の町政やまちづくりに関する情報の入手方法は、「1．広報誌」の割合が最も高く 79.5%、次いで、「2．町の発行物（「議会だより」や「もっと知りたいことしの仕事」等）」が 45.1%、「3．ニセコ町ホームページ」が 27.3%でした。

（複数回答）

	件数	%
1．広報誌	556	79.5%
2．町の発行物 :「議会だより」 「もっと知りたいことしの仕事」等	315	45.1%
3．ニセコ町ホームページ	191	27.3%
5．地区の回覧板	188	26.9%
4．ラジオニセコ76.2MHz	114	16.3%
6．町のSNS :Twitter・Facebook・ YouTube・LINE・note等	113	16.2%
7．インターネット :個人のブログ等	42	6.0%
8．その他	6	0.9%
9．特に情報を得ていない	59	8.4%
全体	699	–

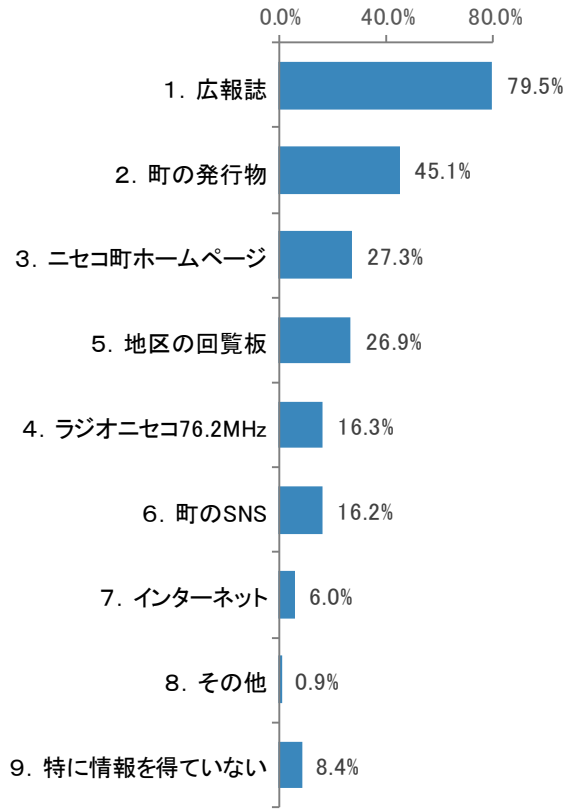

広報紙と町の SNS の一例

出典：ニセコ町 Web サイト

ニセコ町の町政やまちづくりに関する情報の入手方法は、年齢区分別にみると、「1．広報紙」は、どの年齢区分も 6 割以上でした。

「2．町の発行物（「議会だより」や「もっと知りたいことしの仕事」等）」を情報の入手方法とするのは、年代が高くなるにつれて活用する割合が高くなっており、50 代、60 代、70 代は 4 割以上が活用していました。

「6．町の SNS（Twitter・Facebook・YouTube・LINE・note 等）」を情報の入手方法とするのは、「18～29 歳」と 30 代、40 代、50 代は 2 割程度が活用していた。60 代は 11.3%、70 歳以上は 4.2%と他の年齢区分に比べて低くなっています。

図表Ⅲ-4-5　年齢区分別・ニセコ町の町政やまちづくりに関する情報の入手方法（複数回答）｜N＝699

（複数回答）

		全体	問13 情報の入手方法								
			1．広報誌	2．町の発行物（「議会だより」「もっと知りたいことしの仕事」等）	3．ニセコ町ホームページ	4．ラジオニセコ 76.2MHz	5．地区の回覧板	6．町の SNS(Twitter・Facebook・YouTube・LINE・note 等)	7．インターネット（個人のブログ等）	8．その他	9．特に情報を得ていない
年齢	18～29歳	33	23	5	9	4	8	7	3	1	6
		－	69.7%	15.2%	27.3%	12.1%	24.2%	21.2%	9.1%	3.0%	18.2%
	30～39歳	92	59	21	22	18	22	17	4	2	18
		－	64.1%	22.8%	23.9%	19.6%	23.9%	18.5%	4.3%	2.2%	19.6%
	40～49歳	146	113	51	43	16	32	38	13	0	15
		－	77.4%	34.9%	29.5%	11.0%	21.9%	26.0%	8.9%	0.0%	10.3%
	50～59歳	143	122	67	52	16	36	29	10	2	7
		－	85.3%	46.9%	36.4%	11.2%	25.2%	20.3%	7.0%	1.4%	4.9%
	60～69歳	141	120	86	40	31	49	16	6	0	5
		－	85.1%	61.0%	28.4%	22.0%	34.8%	11.3%	4.3%	0.0%	3.5%
	70歳以上	142	119	85	24	28	41	6	6	1	7
		－	83.8%	59.9%	16.9%	19.7%	28.9%	4.2%	4.2%	0.7%	4.9%
	無回答	2	0	0	1	1	0	0	0	0	1
		－	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
全体		699	556	315	191	114	188	113	42	6	59
		－	79.5%	45.1%	27.3%	16.3%	26.9%	16.2%	6.0%	0.9%	8.4%

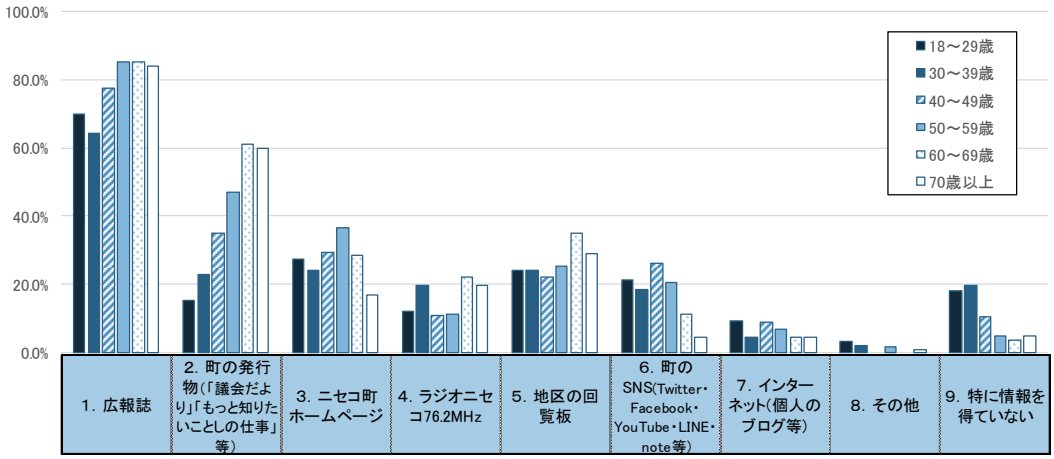
100.0%
80.0%
60.0%
40.0%
20.0%
0.0%
18～29歳
30～39歳
40～49歳
50～59歳
60～69歳
70歳以上
1. 広報誌
2. 町の発行物(「議会だより」「もっと知りたいことしの仕事」等)
3. ニセコ町ホームページ
4. ラジオニセコ76.2MHz
5. 地区の回覧板
6. 町のSNS(Twitter・Facebook・YouTube・LINE・note等)
7. インターネット(個人のブログ等)
8. その他
9. 特に情報を得ていない

3　第４次障がい者基本計画

3.1　計画の基本方針

(1) 基本理念

本計画は、障害者基本法にもとづいたものであり、第３次計画の策定時と方向性は変わらないことから、「基本理念」は第３次計画を継続して設定するものとします。

基本理念

障がいのある人の人権が尊重され

自分らしく自立して暮らせる

(2) 基本的方針

基本理念にもとづく、以下の基本的方針に従い、障がい者施策の展開を図っていきます。

基本的方針　１	自立した生活に向けた支援

支援が必要な人の暮らしを支え、地域における自立した生活を支援するため、障がいをある人のニーズを把握し、それぞれのニーズに対応する適切な支援へとつなぐ相談・支援体制の充実を図ります。

地域における障がいに対する認識や理解を深め、障がいのある人の活動を制限しているバリアを取り除くとともに、障がいの有無にかかわらず、それぞれの持つ能力を最大限に発揮し、自立や社会参加等の自己実現の達成に向けた支援を提供します。

基本的方針　２	当事者の特性に配慮したきめ細かい支援

障がいのある人の障がい特性、障がいの状態、生活実態、年齢等によって、必要となる支援はさまざまです。また、女性や子どもの障がいのある人は複合的な困難に直面する場合もあり、きめ細かい配慮が求められます。

障がいのある人の高齢化、重度化、多様化、生活実態、年齢・性別等、障がい者のさまざまな特性に応じた適切な施策を推進します。

基本的方針　３	当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉、教育、文化芸術・スポーツ、保健、医療、労働、生活環境、社会参加、雇用・就業等の各分野の連携を強化し、切れ目のない支援を行います。支援にあたっては、障がいのある人が日常生活や社会生活で直面する困難に着目するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の支援という視点、障がい者本人が希望する住み慣れた地域での生活支援という視点を重視します。

また、地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、地域や近隣市町村との連携・協力を図ります。

(3) 基本目標

基本目標　1　ともに育ち、ともに学ぶ

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育がとても大切です。

乳幼児期から学校卒業まで一貫した療育と教育を行い、教育的支援を進めます。

基本目標　2　生きがいをもって、働く

障がいのある人が、自立して生活していくためには働くことが重要になります。

障がいのある人一人ひとりの選択による、福祉的就労や一般就労への移行を進めるため、企業や関係機関・団体等との連携を深めながら、就労後の支援や訓練機会の確保、再訓練・再学習の機会の確保なども含めた支援体制の充実に努めます。

基本目標　3　健やかに、元気で暮らす

障がいのある人の保健・医療は、早期発見・早期対応が特に重要です。

また、障がいのある人の高齢化に伴う病気などへの対応も充実させる必要があります。

そのため障がいのある人への保健・医療・リハビリテーション等の適切な提供に努めるとともに、障がいの早期発見・早期対応のための健診・相談体制の充実をめざします。

基本目標　4　自立し、充実して暮らす

障がいのある人の地域生活を支えるためには、相談支援体制の整備や福祉サービスの量的・質的充実をはかっていく必要があります。

そのため、情報提供・相談支援、権利擁護などの生活支援事業を進めるとともに、広域的連携や関係機関・団体等との連携を密にしながら、各種サービス基盤の充実に努めます。

また、スポーツや文化活動などの充実を図るとともに、交流・社会参加機会の拡充に努めます。

基本目標　5　安全に、安心して暮らす

障がいの有無に関わらず、安全に安心して生活することは誰もが望む生活環境です。

そのため、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、安全・安心な生活環境の創出をめざします。

また、町民をはじめさまざまな機関・団体等と協働し、防災・防犯体制の確立に努め、情報伝達や災害時の避難・救援体制の整備を進めます。

基本目標　６　助けあい、ともに暮らす

ノーマライゼーションの考え方、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方の定着化を進めながら、お互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会をつくっていくために、日常的に助けあいや支えあい、見守り・声かけがあり、必要な時には応援できる町民主体の地域福祉活動を促進します。

また、社会福祉協議会、障がい者団体やボランティア団体、社会福祉法人、各種団体、関係機関等のネットワークづくりを進めます。

(4) 施策の体系

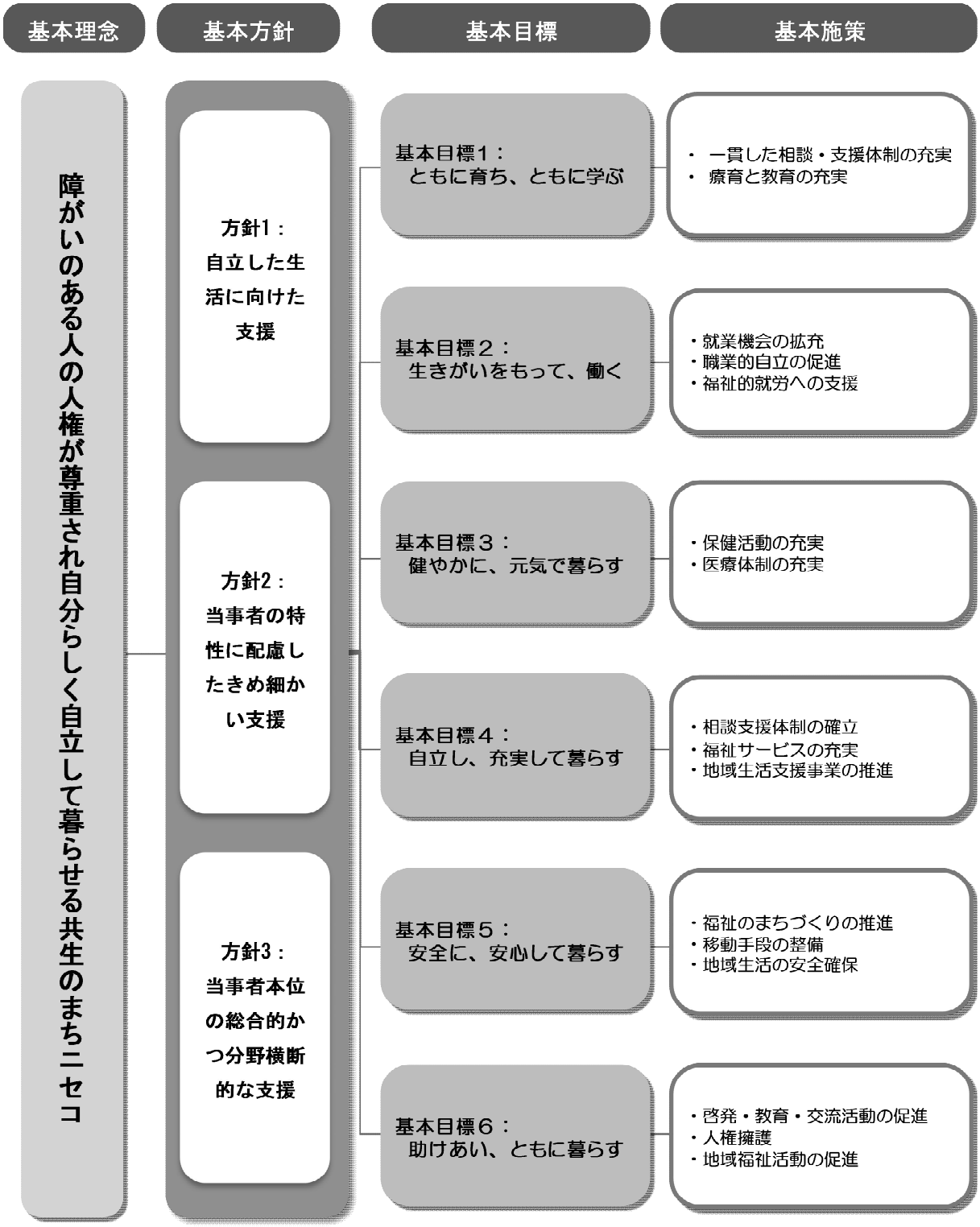
基本理念
基本方針
基本目標
基本施策
障がいのある人の人権が尊重され自分らしく自立して暮らせる共生のまちニセコ
方針1：自立した生活に向けた支援
方針2：当事者の特性に配慮したきめ細かい支援
方針3：当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
基本目標１：ともに育ち、ともに学ぶ
基本目標２：生きがいをもって、働く
基本目標３：健やかに、元気で暮らす
基本目標４：自立し、充実して暮らす
基本目標５：安全に、安心して暮らす
基本目標６：助けあい、ともに暮らす
・一貫した相談・支援体制の充実
・療育と教育の充実
・就業機会の拡充
・職業的自立の促進
・福祉的就労への支援
・保健活動の充実
・医療体制の充実
・相談支援体制の確立
・福祉サービスの充実
・地域生活支援事業の推進
・福祉のまちづくりの推進
・移動手段の整備
・地域生活の安全確保
・啓発・教育・交流活動の促進
・人権擁護
・地域福祉活動の促進

(5) SDGs の推進

① SDGs について

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 年までを期限とする世界共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組みを示しています。

国では、「SDGs 実施指針改定版」（令和元年 12 月 20 日）において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている」とされています。

② ニセコ町 SDGs 未来都市計画

町では SDGs の達成に向けた取り組み、提案を行う自治体として国から「SDGs 未来都市」に選定されました。

町はこれまで、「住民参加・情報共有による自治の実践」や「環境モデル都市の取組」、「独自の開発ルールづくり」などのまちづくりを継続して実践し、取り組んできました。

これらの取組みは、SDGs の 17 の目標に置き換えるならば目標 17「パートナーシップ」や目標 7「エネルギー」、目標 11「住み続けられるまちづくり」などであり、言い換えれば町のこれまでの取組みそのものが、SDGs が目指す取組みでもあったと捉えています。

本計画においてもこれを意識した施策を実施し、障がい福祉と SDGs の推進を図ります。

３.２　障がい者施策の推進

基本目標１　ともに育ち、ともに学ぶ

◆基本施策１．一貫した相談・支援体制の充実

障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から一貫した療育や相談ができる体制の充実に努めます。

主な取り組み	①乳幼児健診・保健・栄養指導、相談体制の充実 ②小中学校での相談体制の充実 ③地域子育て支援センター事業の充実 ④発達障がい、心の問題等への対応の充実 ⑤地域包括支援事業の充実 ⑥道、保健所等との連携強化

◆基本施策２．療育と教育の充実

障がいを早期に発見し早期療育に結びつけられるよう、健診受診を促すとともに、健診後のフォローや早期支援、関係機関等と連携した療育の充実に努めます。

障がいのある子どもたちへの専門性に基づいた教育はもとより、障がいのない子どもたちと、ともに学び育ちあう教育を進めます。

主な取り組み	①広域的連携による発達支援（児童デイサービス）の充実 ②広域的連携による地域療育体制の充実 ③子ども・子育て支援事業計画の推進 ④障がい児保育の推進 ⑤特別支援教育の充実 ⑥教育支援委員会活動の充実 ⑦教育関係機関等との連携による障がい児教育相談の充実 ⑧交流教育・福祉教育の推進 ⑨障がい児の放課後児童対策の推進 ⑩関係機関と連携した就職教育の推進

基本目標２　生きがいをもって、働く

◆基本施策１．就業機会の拡充

ハローワークや商工会等との連携を深めながら企業等への働きかけを行い、障がいのある人の雇用機会の拡大と障がいのある人への理解の促進に努めます。

あわせて、公共機関の雇用機会の確保に努めます。

主な取り組み	①企業等への啓発の推進 ②各種雇用制度周知と活用促進 ③公共機関等での障がい者雇用の推進 ④障がいのある人への雇用等の情報提供

◆基本施策２．職業的自立の促進

障がいのある人と企業等への就労に関する情報提供や相談機能を強化し、障がいのある人が自分の能力に応じた適切な就労ができるよう、就労の促進と定着への支援に努めます。

特別支援学校を卒業した障がいのある子どもたちの就労に向けた取り組みを促進します。

主な取り組み	①障害者就業・生活支援センターとの連携促進 ②企業等への啓発 ③職場環境等の整備促進 ④ジョブコーチ等の周知と利用促進 ⑤関係機関と連携した職場定着、継続就労に向けた相談支援

◆基本施策３．福祉的就労への支援

就労支援事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援事業所と連携しながら、福祉的就労の場の確保と環境整備に努めます。

主な取り組み	①関係機関と連携し地域活動支援センターを支援 ②就労支援事業の促進 ③就労支援事業所への発注拡大 ④就労への前段階に位置づけた集いの広場の整備検討

基本目標３　健やかに、元気で暮らす

◆基本施策１．保健活動の充実

障がいの早期発見・早期治療、二次障がい予防、障がいの重度化防止のため、人生各期に応じた健康づくりを推進・支援します。

主な取り組み	①病気の予防と早期発見のための健診・検診、健康教室、健康相談事業等健康づくりの推進 ②妊娠期、乳幼児期を通した健診、健康相談事業の推進 ③関係機関と連携した精神保健対策の推進 ④精神障がいに関する正しい知識の普及と理解の促進 ⑤認知症高齢者対応の充実 ⑥精神障がいのある人の社会復帰支援 ⑦障がいのある高齢者の介護予防の推進

◆基本施策２．医療体制の充実

医療機関との連携で、障がいのある人が適切な医療・リハビリテーション・療育が受けられるよう体制整備に努めます。

主な取り組み	①広域的連携を含む医療機関等との連携強化 ②関係医療機関等との連携によるリハビリテーション支援の充実 ③保健・医療・福祉・教育、関係機関等との連携強化による発達支援体制の充実 ④障害者医療費（公的医療助成制度・精神通院医療・更生医療・療養介護医療等）助成の推進 ⑤医療機関との連携強化による難病の人への情報提供・相談支援の推進

	⑥発達障がいや病気に対する正しい知識の普及啓発

基本目標４　自立し、充実して暮らす

◆基本施策１．相談支援体制の確立

障がいのある人とその家族等の生活全般にわたる相談、保健・医療・福祉サービスについての相談に総合的に対応する体制の整備に努めます。

また、道、保健所等関係機関等との連携を強めながら、障がい者ケアマネジメント体制の充実を図ります。

主な取り組み	①総合的な相談体制の充実 ②広報活動の推進 ③ケアマネジメント体制の整備 ④関係事業所等との連携による特定相談支援事業、障害児相談支援事業の促進

◆基本施策２．福祉サービスの充実

サービスを必要とする人に適切にサービス提供できるよう基盤の整備に努めます。また、訪問系サービス事業所、児童発達支援、放課後対応、短期入所等不足する事業所の確保を図るため、各種事業所・団体等との連携を強化し、障がいのある人が安心してサービスを利用できる体制を整えます。

障害者施策については、障害者総合支援法をはじめ関連する法律等に基づく、制度改正に関する情報提供に努めます。

主な取り組み	①訪問系サービスの充実（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援等） ②日中活動系サービスの充実（生活介護・自立訓練・就労系サービス等） ③一時的支援の充実（児童発達支援・短期入所等） ④補装具費等への支援

	⑤施設から地域生活への移行促進 ⑥各種障害者手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当・重度心身障害者（児）介護手当・福祉年金等） ⑦難病患者等の在宅生活支援 ⑧各種制度の広報啓発 ⑨専門職等人材の確保

◆基本施策３．地域生活支援事業の推進

障がいのある人の地域での生活を支えるため、利用者本位の考え方にたった相談支援の充実や権利擁護を進めます。

障がいのある人にとって大切な相談支援の充実と地域での相談支援体制を確立するため、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会の充実を支援します。

あわせて、関係機関・団体等、サービス事業者、保健・医療・教育・雇用を含めた関係者との連携強化に努めます。

主な取り組み	①相談支援事業の推進（指定相談支援事業者・障害者自立支援協議会・成年後見制度支援事業） ②コミュニケーション支援事業の推進（聴覚・言語機能・音声機能に障がいのある人への支援。手話通訳者派遣等） ③日常生活用具給付等事業の推進 ④移動支援事業の推進（ガイドヘルパー派遣等） ⑤地域活動支援センター事業の促進

基本目標５　安全に、安心して暮らす

◆基本施策１．福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が地域社会の中で自立的に生活できるよう、また、誰もが安全に安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインに基づく生活環境の整備に努めます。

主な取り組み	①生活福祉資金貸付制度の普及 ②公営住宅等の整備 ③住宅改修への支援 ④除雪サービスの推進 ⑤公共施設のバリアフリー化の推進 ⑥民間施設のバリアフリー化の促進 ⑦案内表示の充実

◆基本施策２．移動手段の整備

公共交通機関、道路・歩道などの交通環境の整備に努め、安全に安心して外出できる環境づくりを進めます。

主な取り組み	①公共交通機関のバリアフリー化の促進 ②オンデマンドバスの運行 ③道路や歩道の整備促進 ④福祉タクシーチケットの交付 ⑤各種助成制度の普及（運賃助成・自動車改造費助成・税減免制度等） ⑥道路や歩道の除排雪の充実

◆基本施策３．地域生活の安全確保

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と避難・救援が行えるよう、関係機関・団体等と連携し、要援護者の避難・救援体制の整備に努めます。

また、障がいのある人をはじめ町民が犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関・団体等と連携し防犯体制の整備に努めます。

主な取り組み	①地域防災計画の推進 ②災害時要援護者支援マニュアルに即した取り組みの推進 ③障がいのある人に配慮した情報伝達手段の拡充 ④自主防災組織の活動促進 ⑤障がいのある人等に配慮した避難場所の整備 ⑥防犯対策の推進 ⑦交通安全対策の推進

基本目標６　助けあい、ともに暮らす

◆基本施策１．啓発・教育・交流活動の促進

いろいろな媒体・機会を通じて障がいや病気、各種制度等についての情報提供、啓発を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場での福祉教育、福祉学習を進め、ノーマライゼーションの考え方の定着につながる“心のバリアフリー”の促進に努めます。

また、さまざまな機会を通じて交流活動を進め、共生社会の実現に向けた意識の向上に努めます。

あわせて、障がいのある人が生涯学習やスポーツ活動等に参加できるよう、機会・場の創出と環境の整備、活動支援に努めます。

主な取り組み	①多様な情報媒体を活用した広報啓発の推進 ②情報バリアフリーの推進 ③福祉教育・人権教育の推進 ④福祉学習の推進 ⑤地域での多様な交流の推進 ⑥障害者団体・関係団体の活動促進 ⑦各種講座・教室、講演、イベント等の充実 ⑧社会福祉協議会や各種団体等の取り組み支援

◆基本施策２．人権擁護

平成 23 年 8 月の改正障害者基本法、同年 10 月の障害者虐待防止法、平成 28 年 5 月の成年後見人制度利用促進法等の施行を踏まえ、障がいの有無に関わらず人としての尊厳をもって生きることができるよう、障がいのある人の権利擁護と差別防止、虐待防止の

取り組みを進めます。

主な取り組み	①障がいのある人への差別と虐待の防止 ②成年後見制度の周知普及と利用促進 ③地域福祉権利擁護事業の周知普及と利用促進 ④社会福祉協議会等関係機関との連携強化

◆基本施策３．地域福祉活動の促進

障がいの有無に関わらず誰もが尊重され、ともに助けあい支えあう共生社会を実現するために、地域福祉活動の活発化に努めます。

また、地域福祉を担う人材や団体等の育成と活動の活発化を支援します。

主な取り組み	①ＮＰＯ、ボランティア組織の育成と活動支援 ②当時者団体・家族会等の活動支援 ③社会福祉協議会との連携によるボランティア育成の促進 ④社会福祉協議会活動への支援 ⑤地域での主体的な地域福祉活動の促進

４　第７期障がい福祉計画

４.１　計画の基本理念と基本的考え方

(1) 基本理念

「第７期ニセコ町障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」の「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。」との理念を実現するため、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和８年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

また「児童福祉法」の一部改正により、市町村は基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定められるものとされ、同計画は「障害者総合支援法」に規定する市町村障がい福祉計画と一体のものとして作成することができることとされているため、当町では障

がい福祉計画に一体のものとして作成をしています。

国が示す7つの基本理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

(2) 基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制、相談支援の提供体制、障がい児支援の提供体制の確保にあたっては、国の示す基本的な考えに基づき目標を設定します。

障がい福祉サービスの提供体制

①全国で必要とされる訪問系サービスの保障

②希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

⑥依存症対策の推進

相談支援の提供体制

①相談支援体制の構築

②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

③発達障害者等に対する支援

④協議会の設置等

障がい児支援の提供体制

①地域支援体制の構築

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

③地域社会への参加・包容の推進

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

⑤障害児相談支援の提供体制の確保

４.２　障がい福祉サービス等の提供体制確保にかかる目標

第 7 期障がい福祉計画および第 3 期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、当町のこれまでの実績や実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について、令和 8 年度を最終目標年度とし成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を自宅やグループホーム、一般住宅へ移ることなどを指します。当町では、希望する方がそれぞれの能力や適性に配慮され、地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を進めていきます。

【令和 8 年度末の数値目標の設定】

障がい支援区分が重度の方が多く、支援者の高齢化も見られるため地域生活移行は困難だが、本人等の意思や最善の方策を考慮し、移行を支援することを目標とします。

項　目		数　値
基準値	令和 4 年度末の全入所者数（A）	8 人
目標値	地域移行者数（B） （令和 4 年度末の施設入所者の 6%以上）	0 人
	施設入所者数（C） （令和 4 年度末の施設入所者数から 5%以上削減）	0 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備す

るとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要とされています。

当町においては、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会とあわせ、羊蹄山ろく７か町村での広域の取り組みを含めた、地域包括ケアシステムの構築のための検討を行います。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つとされており、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が求められているとともに、その機能の充実のために年１回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

当町においては、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会とあわせ、羊蹄山ろく７か町村での広域の取り組みを含めた、地域生活支援拠点の整備に向けた検討を行います。

【令和 8 年度末の数値目標の設定】

項　目		数　値
目標値	地域生活支援拠点等の確保	１つ以上
	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況を検証及び検討	年１回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行者数

【令和 8 年度末の数値目標の設定】

実績及び現状を勘案し、実績値同等の目標値を設定しました。

項　目		数　値
基準値	令和 3 年度の一般就労への移行実績	１人

目標値	一般就労移行者数 （令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上）	１人
	一般就労移行者数（移行支援事業） （令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上）	１人
	一般就労移行者数（就労継続支援 A 型事業） （令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上）	１人
	一般就労移行者数（就労継続支援 B 型事業） （令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上）	１人

②就労定着支援事業利用者数

【令和 8 年度末の数値目標の設定】

実績及び現状を勘案し、目標値を設定しました。

項 目		数 値
目標値	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数を令和 3 年度末の実績の 1.41 倍以上	0

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制整備が求められています。

当町においては、個々の障がいの程度に応じた、きめ細やかな相談や支援を関係機関と連携を図りながら行っていきます。

【令和 8 年度末の数値目標の設定】

項 目		数 値
目標値	児童発達支援センターの設置	１ヶ所以上
	保育所等訪問支援事業の実施	事業実施
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	１ヶ所以上

	関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援事業を行っている羊蹄山ろく相談支援センターは、地域生活移行支援の協議会に参加し、精神障がい者地域生活支援センターや関係機関との情報共有・検討を行ったり、後志地域の相談員との情報交換の場への参加や、羊蹄山ろく７町村の相談支援事業担当者会議でのケース検討を通じて、地域の相談員や相談機関との連携強化を図っています。専門的な指導・助言件数等の数値目標は掲げていませんが、これまでの取組において地域の相談支援体制を強化する体制は確保できているため、今後もこのような取組を継続し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

【令和 8 年度末の数値目標の設定】

項　目			数　値
目標値	総合的・専門的な相談支援の実施		事業実施
	地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保		
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	０件
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	０件
		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	０件

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

北海道が実施する強度行動障害支援者養成研修やギャンブル等依存症にかかる研修会等に参加し、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者やアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症である者やその家族等に対し、障害福祉サービス等において適切な支援ができるような体制整備を図ります。

【令和 8 年度末の数値目標の設定】

項　目		数　値
目標値	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他	１人

	の研修への市町村職員の参加人数	

４.３　障がい福祉サービス等の見込量と確保方策

当町における障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児支援の現状（第 6 期計画期間中の実績）、第 7 期計画期間の見込量とその確保方策は、後述する通りです。

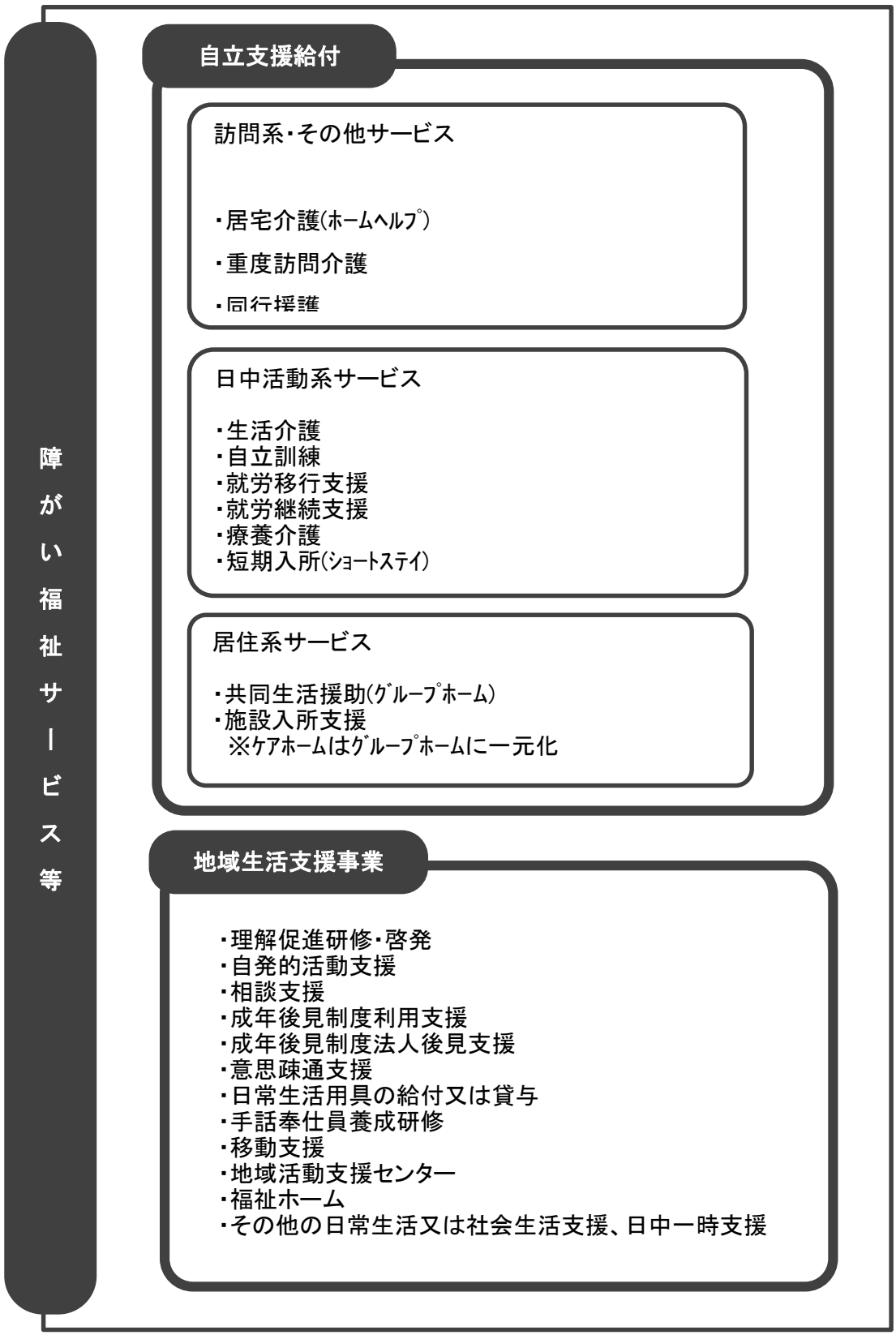

(1) 障がい福祉サービス

1）訪問系サービス

① 現状

訪問系サービスの実績は、計画どおり推移しています。

② 見込量

現状の利用状況をふまえて、見込量（1ヶ月あたり）は、利用人数を4人としました。

③ 見込量確保の方策

居宅介護については、必要なサービス量に対応できるよう、町内の提供事業所を中心にサービス提供体制の充実を図っていきます。

重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、これまでどおり、関係機関との連携体制のもと、サービス内容の周知を進めます。

サービス種別		区分	第6期　目標と実績			第7期　見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用者数／月	目標	4	4	4	4	4	4
		実績	4	4	4			

※R5年度の数値はR6年3月見込み。

２）日中活動系サービス

①現状

日中活動系サービスの実績は、就労継続支援（B 型）は目標値を上回る利用がありました。

② 見込量

現状の利用状況をふまえて、見込量（1 ヶ月あたり）は、下表のとおりとしました。

③ 見込量確保の方策

生活介護については、これまで同様に円滑にサービスが提供されるよう、利用者の意向に沿って支援していきます。

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、サービス提供事業者と連携を図り、利用者の支援に努めます。また、ハローワークや学校、事業所等とのネットワークを活用し、障がいのある人の就労確保に努めます。

短期入所についても、サービス提供事業者と連携を図り、必要なニーズ量に対応していきます。

サービス種別		区分	第 6 期　目標と実績			第 7 期　見込量		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	利用者数／月	目標	13	13	13	12	12	12
		実績	9	9	12			
	延利用日数／月	目標	200	200	200	200	200	200
		実績	206	206	208			
自立訓練（機能訓練）	延利用日数／月	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
自立訓練（生活訓練）	延利用日数／月	目標	2	2	2	1	1	1
		実績	1	0	1			

就労移行支援	利用人数／月	目標	3	3	3	1	1	1
		実績	0	0	0			
	延利用日数／月	目標	15	15	15	5	5	5
		実績	0	0	0			
就労継続支援（A型）	利用人数／月	目標	3	3	3	1	1	1
		実績	1	1	1			
	延利用日数／月	目標	18	18	18	21	21	21
		実績	19	20	20			

※R5 年度の数値は R6 年 3 月見込み。

サービス種別		区分	第 6 期　目標と実績			第 7 期　見込量		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
就労継続支援（B型）	利用人数／月	目標	15	15	15	20	20	20
		実績	15	16	19			
	延利用日数／月	目標	220	220	220	300	300	300
		実績	196	271	285			
療養介護	利用人数／月	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
短期入所	利用人数／月	目標	2	2	2	5	5	5
		実績	0	0	3			
	延利用日数／月	目標	25	25	25	75	75	75
		実績	0	21	55			

※R5 年度の数値は R6 年 3 月見込み。

３）居住系サービス

① 現状

居住系サービスのうちグループホームは、目標値を上回る利用がありました。

② 見込量

現状の利用状況や地域移行の状況などを踏まえて、見込量（1ヶ月あたり）は下記の表のとおりとしました。

③ 見込量確保の方策

障がいのある人や介護者の高齢化など居住系サービスへのニーズを踏まえ、広域的な観点から近隣町村等と連携を図り、利用見込み量の確保を進めます。

サービス種別		区分	第6期　目標と実績			第7期　見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
グループホーム	入居者数／月	目標	10	10	10	14	15	17
		実績	11	13	13			
施設入所支援	入所者数／月	目標	9	9	9	8	8	8
		実績	8	8	8			

※R5年度の数値はR6年3月見込み。

４）相談支援

① 現状

相談支援の実績は、計画相談支援でほぼ目標値と同様の利用がありました。

なお、地域移行支援や地域定着支援は利用がありませんでした。

② 見込量

現状の利用状況をふまえて、見込量（1 ヶ月あたり）は、下記の表のとおりとしました。

③ 見込量確保の方策

相談支援については、これまで同様に事業者と連携を図りながら支援していきます。

地域移行支援・地域定着支援については、実施見込みはありませんが、必要に応じてサービス提供できるよう努めます。

サービス種別		区分	第 6 期　目標と実績			第 7 期　見込量		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	利用人数／月	目標	35	35	35	37	40	42
		実績	31	36	35			
地域移行支援	利用人数／月	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
地域定着支援	利用人数／月	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

※R2 年度の数値は R2 年 10 月時点のもの。

(2) 地域生活支援事業

① 現状

地域生活支援事業の実績は、多くのサービスで目標値と同程度の利用がありました。

② 見込量

現状の利用状況をふまえて、見込量は後述する表に示すとおりとしました。

③ 見込量確保の方策

障がいのある方がニセコ町で安心・安全な生活を送るためには、障がいの程度、生活スタイルやライフステージなど、一人ひとりの事情に合わせた情報提供やアドバイス、各種制度や障害福祉サービスの利用などについて、総合的に対応できるワンストップの相談窓口などの支援体制が必要です。

相談や情報提供に関しては、日常的な困りごとや安全対策、就労・教育など幅広い分野での対応が必要となるため、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会の機能を活用するとともに、関係機関との連携を密にし、対応していきます。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業については、支援を必要とする人がサービスを利用できるよう情報の周知に努めます。

地域活動支援センター事業、日中一時支援については、サービス提供事業者とともに、サービス利用の利便性を高めていきます。

地域活動支援センター事業を委託している NPO 法人ニセコ生活の家については、利用者や利用者の家族が高齢化していることや、支援体制の強化など様々な課題があることから、引き続き情報共有を行いながら、施設の運営について支援していきます。

サービス種別		区分	第 6 期　目標と実績		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	目標	無	無	無
		実績	無	無	無
自発的活動支援事業	実施の有無	目標	無	無	無
		実績	無	無	無
相談支援事業					
相談支援事業	実施箇所数	目標	1	1	1

			実績	1	1	1
	自立支援協議会	実施箇所数	目標	1	1	1
			実績	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	実利用人数／年	目標	1	1	1
			実績	1	1	1
意思疎通支援事業						
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数／人	目標	1	1	1
			実績	0	0	0
	手話通訳者設置事業	実設置者数／人	目標	0	0	0
			実績	0	0	0
日常生活用具給付等事業						
	介護・訓練支援用具	給付件数／年	目標	1	1	1
			実績	0	0	0
	自立生活支援用具	給付件数／年	目標	1	1	1
			実績	2	2	2
	在宅療養等支援用具	給付件数／年	目標	1	1	1
			実績	1	1	0
	情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	目標	1	1	1
			実績	1	0	0
	排泄管理支援用具	給付件数／年	目標	120	120	120
			実績	130	106	120
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数／年	目標	1	1	1
			実績	0	0	0
移動支援事業		実施事業所数	目標	1	1	1
			実績	1	1	1
		実利用人数／年	目標	2	2	2
			実績	2	2	2
		延利用時間／年	目標	240	240	240

		実績	118	90	0
地域活動支援センター	実施箇所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
	実利用人数／年	目標	10	10	10
		実績	8	8	7
日中一時支援事業	実施箇所数	目標	2	2	2
		実績	1	1	1
	実利用人数／年	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
要約筆記奉仕員	修了者数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
点訳奉仕員	修了者数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
朗読奉仕員	修了者数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0

※R5 年度の数値は R5 年 10 月時点のもの。

サービス種別		第7期　見込量		
		R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用人数／年	1	1	1
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数／人	0	0	0
手話通訳者設置事業	実設置者数／人	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付件数／年	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数／年	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数／年	1	1	1
情報・意志疎通支援用具	給付件数／年	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数／年	120	120	120
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数／年	1	1	1
移動支援事業	実施事業所数	0	0	0
	実利用人数／年	0	0	0
	延利用時間／年	0	0	0
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1
	実利用人数／年	7	7	7
日中一時支援事業	実施箇所数	1	1	1
	実利用人数／年	1	1	1
奉仕員養成研修事業				

	手話奉仕員	修了者数	0	0	0
	要約筆記奉仕員	修了者数	0	0	0
	点訳奉仕員	修了者数	0	0	0
	朗読奉仕員	修了者数	0	0	0

(3) 障がい児支援

① 現状

障がい児支援のうち、放課後等デイサービスは目標値を上回る利用がありました。

② 見込量

現状の利用状況をふまえて見込量（1ヶ月あたり）は、下記の表のとおりとしました。

③ 見込量確保の方策

発達の遅れや障がいのある子どもとその保護者がニセコ町で安心して生活していくためには、子どもの発達段階や個々の障がいの程度に応じて、きめ細やかな相談や支援を行うことが必要です。

本人にあった適切な支援を行うため、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、年齢による切れ目のない一貫した支援体制への充実を図ります。

サービス種別		区分	第6期　目標と実績			第7期　見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用人数／月	目標	5	5	5	6	6	6
		実績	2	1	6			
	延利用日数／月	目標	10	10	10	12	12	12
		実績	3	3	12			
医療型児童発達支援	利用人数／月	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	延利用日数／月	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
放課後等デイサービス	利用人数／月	目標	9	9	9	13	13	13
		実績	7	12	13			
	延利用日数／月	目標	18	18	18	26	26	26
		実績	18	21	26			
保育所等	利用人数／月	目標	0	0	0	0	0	0

訪問支援		実績	0	0	0			
	延利用日数／月	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
居宅訪問型児童発達支援	利用人数／月	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	延利用日数／月	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
福祉型障害児入所施設	利用者数	―	―	―	―	0	0	0
医療型障害児入所施設	利用者数	―	―	―	―	0	0	0
障害児相談支援	利用人数／月	目標	10	10	10	11	11	11
		実績	9	8	11			

※R5 年度の数値は R5 年 10 月時点のもの。